

平成31年白老町議会予算等審査特別委員会会議録（第1号）

平成31年 3月14日（木曜日）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 4時53分

---

○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	山田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	広地紀彰君	委員	吉田和子君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	大淵紀夫君	委員	本間広朗君
委員	西田祐子君	委員	前田博之君
議長	山本浩平君		

---

○欠席委員（1名）

委員 松田謙吾君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
教 育	長	安藤尚志君
総 務 課	長	高尾利弘君
財 政 課	長	大黒克己君
企 画 課	長	工藤智寿君
経 済 振 興 課	長	藤澤文一君
生 活 環 境 課	長	本間力君
町 民 課	長	山本康正君
税 務 課	長	久保雅計君
建 設 課	長	小関雄司君
健 康 福 祉 課	長	下河勇生君
高 齢 者 介 護 課	長	岩本寿彦君
学 校 教 育 課	長	鈴木徳子君
生 涯 学 習 課	長	武永真君
上 下 水 道 課	長	池田誠君

農 林 水 産 課 長	本 間 弘 樹 君
消 防 長	越 前 寿 君
消 防 課 長	早 弓 格 君
象 徴 空 間 整 備 統 括 監	笠 卷 周 一 郎 君
ア イ ヌ 総 合 政 策 課 長	三 宮 賢 豊 君
健 康 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	渡 邊 博 子 君
象 徴 空 間 周 辺 整 備 推 進 課 長	舛 田 紀 和 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
病 院 改 築 準 備 担 当 参 事	伊 藤 信 幸 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
企 画 課 主 幹	富 川 英 孝 君
経 済 振 興 課 主 幹	喜 尾 盛 頭 君
総 務 課 主 幹	森 誠 一 君
総 務 課 主 査	菊 池 人 氏 君
総 務 課 主 幹	太 田 誠 君
財 政 課 主 幹	増 田 宏 仁 君
財 政 課 主 査	上 田 幹 博 君
生 活 環 境 課 主 幹	三 上 裕 志 君
生 活 環 境 課 主 幹	後 藤 田 久 雄 君
町 民 課 主 幹	斉 藤 大 輔 君
町 民 課 主 幹	濱 口 敦 子 君
町 民 課 主 査	佐々木 眞 弓 君
健 康 福 祉 課 主 幹	竹 内 瑠 美 子 君
健 康 福 祉 課 主 幹	打 田 千 絵 子 君
高 齢 者 介 護 課 主 幹	庄 司 尚 代 君
高 齢 者 介 護 課 主 幹	小 川 千 秋 君
病 院 事 務 次 長	村 上 弘 光 君
高 齢 者 介 護 課 主 査	浦 木 学 君
象 徴 空 間 周 辺 整 備 推 進 課 主 幹	大 塩 英 男 君
ア イ ヌ 総 合 政 策 課 主 査	八 木 橋 直 紀 君
子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー 長	鈴 木 晶 君
健 康 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 主 幹	藤 元 路 香 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

---

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） 本日より、予算等審査特別委員会が開催されます。不慣れな司会進行もあろうかと思えますけれども、皆様のご協力をいただきまして何とかスムーズな進行を目指して乗り切りたいと思っております。どうぞ皆様のご協力をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。

（午前10時00分）

---

○委員長（小西秀延君） 開会前に、本日お配りしております国保会計予算の21ページ及び22ページの差しかえがありますので、担当課から説明してもらいます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 今回、議案第9号の白老町国民健康保険事業特別会計予算の21ページ、22ページの予算書の差しかえについてご説明をさせていただきます。22ページの中にございます6款の諸収入の中で3項5目雑入というところが、本来、以前の予算書では8目雑入ということになっておりましたが、こちらは廃目して、その分を繰り上げて、本来5目とするのが正しいということだったものですから、今回5目という訂正したものを皆様のほうにお配りしておりますので、差しかえのほうをよろしく願いいたします。申し訳ございません。

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように差しかえをお願いいたします。

ただいまから予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

審査にあたって、委員長より各委員及び説明員をお願いを申し上げます。

1点目として、全審査日程については配布のとおりであります。4日目は予備日としております。予定した日程どおり進まない場合があるかと思いますが、各委員のご協力をお願いいたします。

2点目として、質疑及び答弁を行う場合は、挙手をして委員長の許可を得てから行ってください。予算の質問事項につきましては、予算書のページ数を示し要点を簡潔・明瞭に発言してください。答弁についても、簡潔・明瞭に答弁するようお願いいたします。

3点目として、委員会における質疑の回数について念のため申し上げます。本委員会での質疑の回数は、1度におおむね3回までの一括質疑方式により行います。ただし、一巡した後、または委員長の許可のある場合は質疑できることとしております。また、各会計の予算につきましては、「区切りページ」をお手元に配布しておりますが、一つの議案を分割して質疑の対象とした場合は、「区切りページ」ごとの質疑方式となります。

以上、委員長からお願いをしておきたいと思えます。

それでは、本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第8号から第17号までの平成31年度各会計予算10

件と、これに関連する議案 6 件の合わせて 16 件の議案であります。

これらを一括上程し、順次議題に供します。

それでは、議案第 18 号から審査に入ります。

---

◎議案第 18 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 18 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議 18-1 をお開き願います。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

8 番、大淵紀夫委員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。状況はよくわかっておりますけれども、一つは全体的に見た収入の部分での影響額、大まかで結構です。それからここにかかわる自治体としての歳出の影響額をどの程度と考えていらっしゃるか。またもう一つは、非常に複雑な仕組みになっております。面倒という表現のほうに当たっているかもしれません。こういう税制の改正なのですけれども、面倒な議論されているような中身の問題で、そういうことが自治体には関係ないのかどうか。国民が受ける影響と違って、自治体ではそういう影響は受けないのかどうか。その 2 点、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは私のほうから実務的な部分でのご回答をさせていただきたいと思います。10 月 1 日から消費税率が 10%になるということで、諸準備のほうは今、条例の中で進めさせていただいております。収入における影響と支出における影響という部分ですが、今どのような影響が出るかというところが基本的な部分でいくと、収入の部分につきましては水道料、下水道料金ともに調定する人口が減ればその調定額とかも変更してくるので正直なところ、今のところはわからないと押さえております。ただ、指数部分については、収益が出ると消費税を国税として納めないで済むので、その辺は収益が上がれば上がる分だけ納める額が大きいということで実務的にはそういうことで押さえてございます。

○委員長（小西秀延君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまの議案の中で港湾施設に関する部分もございまして私のほうからも説明させていただきたいと思います。収入額、支出額の影響額についてはさほど影響はないのかとは捉えておりますが、実務的な部分で言いますと、例えば土地を貸しつけるですとか、そういった部分に関して、例えば今まで 1 年で許認可を出して納付書を切っていたものが、半年ごとの手続きということになりますので、若干その部分では手続きとしては煩雑といたしますか、その部分の労力は出てくるかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 8 番、大淵紀夫委員。

○8 番（大淵紀夫君） 8 番、大淵です。今の状況ではあれだと思いますので、私が聞いたのはその 2 点なのです。全体的な影響額、全体的な両方の歳入、歳出の影響額と煩雑な手続きに

なる。これは税の審議、議論がありますね。その消費税のときで構いませんから、もしわかればそれは教えてほしいのです。なぜそういうことを聞くかという、もう一つはやはり町民に影響があるかどうかなのです。例えば今、上下水道はまだわからないという状況なのだけでも、それが上がることによって町民に影響があるのかどうかと、そこら辺がやはり非常に大きなウエートがあると私自身は思っているものですから、そういうことで聞いているのです。だから歳入、歳出全般の消費税による影響額と、それから煩雑なものが自治体にとっては影響がないかどうか。今、煩雑になるという答弁がありましたけれども、全体としてそうなるのか。例えば個人の場合は面倒なことがあるでしょう。そういうことは自治体には関係ないかどうか。その辺を聞きたいというだけなのです。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 全体というところが、今回の議案にかかる部分かどうかはちょっと意図はわかりませんが、私のほうでお答えできるのは、現在、今回の31年度の予算に関して全体の歳入、あるいは全体の歳出含めて、その影響、10月からは消費税が上がるという部分での影響額がいくらかという部分については大変申し訳ございません、そこは押さえてございません。ただ、町民に与える影響という部分については、もちろん今回の収入部分でも消費税が上乘せした部分の単価ということでございますので、消費税分についてはそれぞれ町民も上乘せしてお支払いいただければならないという部分では、町民に対する影響が歳入部分ではあるかと思えます。また、歳出のほうにつきましては、もちろん10月から基本的には2%プラスされた部分での工事請負費だったり委託料だったりということがありますので、その部分はもちろん予算額はふえますので、その部分についても影響はございます。それでいわゆる事務手続き上につきましては、今回の消費税の値上げに関して、まず30年度中に契約する部分については全て8%で問題はないということになります。あくまでも契約日が31年度、31年4月以降に契約するものについては、消費税のまずは対象になります。消費税の10%という部分の対象になるのですけれども、例えば工事請負費で4月1日に契約をして、その納期や引渡しが9月末までに引渡しが完了するものについては、8%になります。しかし引渡しが10月を超える部分については、最初から10%を上乘せした消費税の契約ということになります。それから、例えば委託料で年間委託するという業務がたくさんあります。それで基本的に今と同じで委託の部分についても10月を超えるものについては、当初から10%ということになります。ただ、例えばその全体を委託するのですけれども、月ごとに月額いくらというふうに定められている委託業務がございまして、そういうものについては、まずは8%で12カ月分の契約をします。それで、10月以降は10%になりますので、そこは変更契約によって今度は10%にするという手続きを踏んで10%にした金額でまた再度契約を結ぶというような手続きになりますので、そこがことしは業務的には煩雑になります。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。大まかにはわかりました。私が聞きたいのは、その部分と自治体としても煩雑になるということがわかりました。町民に影響があるとしたら、そ

それは例えば上下水道料金というのは、どこかで上げるということになるのか。それともその分は上乘せだから上乘せですと追記して終わるのか。そういうことはどうなるのですか。

○委員長（小西秀延君） 池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 料金の関係につきましては、こちらの表に載っているとおりですので、当然8%から10%に上がった部分は、今までは8%を含めた消費税の中で納めてくださいということでしたので、当然それは10%になるので、その単価の部分が上乘せになって利用者のほうに納めてくださいという検針結果をもとに通知になると思いますので、その時期になりましたら検針員や、広報などにお知らせした中でそういう対応はしていかなければならないとは当然考えてございます。料金につきましては、今継続して使われている部分については、10月1日以降に検針した部分の結果で10%というのが適用になります。検針の月が9月30日だったら30日で、必ずそこで検針して結果をお知らせするわけではないので、請求する場合は8%適用するのが1カ月ずれて、11月の請求分までは8%でいただいて、それ以降につきましては12月の請求分からは10%で納めていただくようになりますので、その切りかわる部分については当然、何らかの形でお知らせしないとならないとは考えております。基本的な上下水道料金も含めまして、今個別に考えている部分については、本来でいきますと住民の方にその部分を伝えいただくのが今、大淵委員のおっしゃっていることなのかもしれません。今、基本的な料金の過去に前回から料金を8%、下水道料金を例えで挙げると上げましたというようなことを27年から継続させていただいておりますけれども、その基本的なもとになる料金の基礎額については、今据え置きということで対処していただいております。今回、消費税を上げるという部分で私たちも消費税を会計として納めないとならないということから、今回消費税分の2%分については申し訳ないけれどもご負担いただきたいとは考えております。当然、この後、私の立場でいうのが適正かどうかわからないのですけれども、大淵委員がるるご質問いただいている財政がある程度、平準化になりましたとか、下水道でいうと公債費が10年の中では当然減ってきます。そういうような中で今後考えていかないとならないという目的については、財政が健全化になると料金は下げる方向で見直ししないとならないかというところは当然出てくるかと思っております。広域行法においては、3年から5年ごとに料金を適正かどうか見直しなさいという指針が示されておりますので、白老町の下水道料金につきましては4年ごとに適正かどうかというのを審議会の中の運営を経てやっております。たまたま31年度に向けてはその料金の改定の時期だったのですけれども、基本的な料金を上げるという今プランを進行している中では、下げるというより上げるような議論になるかと思っておりますので、今我々考えているのはこれ以上の基本的な料金を町民に負担するのは難しいかとは考えています。ただ、今後についてはそういう方向で検討せざるを得ないと原課のほうでも考えておりますのでご理解願います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 18 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○委員長（小西秀延君） 賛成 9、反対 2。7 番、森哲也委員。8 番、大淵紀夫委員。

よって議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第 23 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 23 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の 23-1 をお開き願います。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 23 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議 24-1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 24 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 25 号 白老町ウタリ住宅新築資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 25 号 白老町ウタリ住宅新築資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議 25-1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 25 号 白老町ウタリ住宅新築資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 28 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について



○委員長（小西秀延君） 議案第 28 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の 28-1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） 勉強不足でお聞きいたします。議案第 26 号でも同じことがあります。ここでいうと専門職大学とあります。これはどういう大学なのか。

それと前期課程を含むと聞いていますから、後期もあると思います。この辺の単位前期の内容とか、どういうことをここでいっているのか教えてください。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） ちょっと確認をしてご答弁申し上げたいと思いますのでお時間をいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） もし議案第 26 号とも同じような専門職大学と聞いていますから、共通する部分、あるいは今の議案第 28 号でかわるのであれば別ですけれども、議案第 26 号でも聞いていますので、このときまでに調べて答弁いただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） それまでに調べてご答弁申し上げます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

答弁は後ほどということにいたしまして、採決を進めてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 28 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

について

○委員長（小西秀延君） 議案第 30 号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の 30-1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 30 号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

### ◎議案第 8 号 平成 31 年度白老町一般会計予算

○委員長（小西秀延君） 議案第 8 号 平成 31 年度白老町一般会計予算を議題に供します。

慣例によりまして、歳出から質疑に入ります。一般会計予算の 106 ページからとなります。

皆様のお手元に質疑の区切りページ一覧表を配布しておりますので、それに従って進めてまいります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 28 分

---

再開 午前 10 時 30 分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑区切りページ、議案第 8 号 一般会計予算歳出から、1 款議会費及び 2 款総務費に入ります。106 ページ、1 款議会費から 125 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費まで質疑のあります方はどうぞ。

5 番、吉田和子委員。

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。125 ページの（18）町史編さん事業について伺いたいと思います。これは町政 70 周年を記念しての 2024 年度に平成史と位置づけて発行をすることになっております。今回準備年度として開始されるということでの予算が載っておりますけれども、この発行までの経費というのはどれぐらいかかると考えられているのか。それ

からふるさと納税を使つてのことです。町史ですから私もふるさと納税を使うというのもいい考えなのかと思うのですけれども、ふるさと納税は財源的には安定したものではないということで、これから5年かけてやることですので、最後までふるさと納税になるのか、そのときのふるさと納税の財源を見ながらやっつけていけるのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず財源的に、今回はスケジュールを立てるだとか、今後の取り組み方、作成方法などを決めていくという予算で88万円を提案させていただいておりますけれども、全体で見積もりを取るにあたって委託業者といろいろ話をしている中では、大体印刷費も含めて5年間で4,500万円程度かかるということでの話でございます。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまの財源の手当ての関係でございます。高尾総務課長お答えしたとおり、今後4,000万円強の財源が必要ということで、なかなか全てをふるさと納税で賄うというのは実際は厳しいとは思っております。今回はたまたま初年度ということでこのぐらゐの金額ですので、ふるさと納税の文化という部門の中から財源を充当させていただいておりますが、今後についてはその辺の状況を見極めながら、やはり大方は一般財源でというようなことでは考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 前に同僚委員が町史編成をするべきだという質問をしたときに、言っていたことが記憶がちょっとないのですけれども、4,500万円かかるということでどれぐらゐの冊数をつくって、それは販売をするのか、記念の物としてある程度贈呈にまわるのか、各市町に送ったりするのか、その辺の考えと、それからこれは町史編さん事業業務委託になっています。委託をしていきますので今後その委託という事業がこの編さんまでに続いていくのかどうなのか。白老町史ですので、その委託先というのは限られてくると思うのですけれども、できれば私は白老町内で賄えばいいのかとは思っているのですが、その辺は準備の段階ですけれども、将来的にはそういう5年後のつくるまでの考えはある程度持っていると思うのですが、その辺伺います。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず今後販売するかというところもあるかと思うのですけれども、現在例えば冊子にするとか、データだけでするかというところもあるのですけれども、最近の流れでは双方、やはり冊子というのも必要だというところがありまして、そういうことで金額的にはちょっと4,500万円という高い金額になるような話を言ったのですけれども、実際にはそういった出し方というか、近年の状況を踏まえて、通常今までどおりの販売ということも必要なかと捉えております。あと贈呈分というのも当然出てくるという形で考えております。それと委託の方法なのですけれども、まず委託する部分と町でやらなければならない部分というのはやはりしっかり分けて、それらも含めて今回冊数はまた検討するのですけれども、やはり町内で作るといふ部分での、町内で町史編さんの委員会か、外部のそういった専門の方も

入れるというところもあるのですが、そのほかに言葉のチェックだとか、そういうものについてはやはり委託して行って、そういったものの全体の構成だとかをしっかりと本当の専門業者の視点から見ていただくということで委託料はその分は委託でやっていきたいという考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 115ページの（8）臨時職員経費、これは臨時職員については各管理で目なので計上されていますので、ここで一括質問をしたいと思います。まず資料をもらって嘱託職員の5年以上はありますけれども、臨時職員は棒引きになっていますけれども、実質的にはいると思うのです。その臨時職員について勤務者等の状況を押さえていると思うのですけれども、フルタイムで勤務して1年更新しているはずなのです。その臨時職員で2問、3問目にも質問が影響あるので聞くのだけれども、4年、5年以上、実質的に勤務している人数が何人か。もうこれは職員化していますね。それと嘱託職員も24名になっています。多分、臨時職員も5年以上の人がいるということを前提にして聞きますけれども、まずそれが一つです。

次に、職員の定員管理やってこの4年、5年、長期化していますけれども。これらの嘱託職員、臨時職員は定員管理計画ではどのような扱いになるのかどうかということの2点です。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず臨時職員のこちらの表ではおっしゃるとおり、任用形態自体が1年未満ということで記載は省略させていただきました、実際継続している職員がいるということで今数字をお話しますけれども、まず1年以下の方が49名、2回目という方が10名、3回目という方が13名、4回目が12名、5回以上が30名ということになってございます。いわゆる5年以上にまたがっている方が30名ということになってございます。

それと現在は定員管理計画上に嘱託職員、正職員のみとなっておりますので、臨時職員のほうは含めていないという状況になっています。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） これは定員管理も財政健全化プログラムで半分が7割とかなりふえてきていますね。そして今この表を見たらほとんどもう定員管理に近づいているというか、ほとんど満杯の状態の定員になっています。それで答弁を聞いたら、それ以外に常態化54名ですね。ここでそれについては深く議論しませんけれども、これは今後の大きな課題だと思います。これは隠れみのです。それに再任用も出てきますから非常にこれは大きな問題だと思うのです。片方でもう財政が好転したと行って、職員の給与削減を戻すのはいいです。だけど定員管理の中を見れば、これは多分後年度負担になるのです。その辺をきょうは議論しませんけれども、十分に考えて執行してほしいと思います。

それで2問目に入ります。聞きたいのは、この嘱託職員、臨時職員、非常に言葉が適切かどうかわかりませんが、普通の職員より仕事ができるという人がたくさんいるのです。しかしこういう待遇の中にいるということを理解してほしいと質問します。それで有期契約で働

く非正規労働職員が通算5年を超えると期間の定めなく働ける権利を得るという改正の労働基準法もできましたね。ことしの4月から適用になると思います。この無期限転換ルールが適用されるようになりますけれども、これはこの役場で働く5年を超えるのですから、4年もしていますし、もし採用されればまた来年に繰り越してきますから、これは役場としてこの改正労働基準法が臨時職員、嘱託職員にどのような適用の運用になるのかお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今、労働基準法自体、職員の場合はどちらかというと地公法で地方自治法のほうで定められている中でやまして、今般32年度から運用するべきこととなっている会計年度任用職員制度というのが始まりますので、そちらのほうでは今、職員改善ということも大事な視点ということで、長く働いている人が正職員とほぼ同等の職遇を受けるということで改善していきたいと思っていますので、例えば休暇ですとか、研修を受けに行くだとか、勤勉手当も出るようになるのかというような、そういった正職員に近いような職遇改善がなされるということで対応していきたいと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 若干、内容があったのですけれども、逆に今、日当ですね。そういう賃金体系や、賞与とか、そういうもっと具体的にどうなるのか、来年から施行です。本当はことしの4月からではないかと思うのですけれども。私の法の解釈の暫定期間があるから1年延びて来年になるのか、その辺の解釈も一つしてほしいと思います。そして多分、役場はこういうことをしないと思うのですけれども、言葉は悪いけれどもブラック企業というか、ある程度の企業さんは5年を超える前に半年前に契約の空白期間をつくってしまう可能性があるのです。そうすると5年が適用にならないですね。そういうことは、絶対ではないのではないから能力もあると思うのだけれども、そういう部分については懸念はしなくていいですね。意識的に4年の途中で首を切って、5年にまたがないようにすると今の制度が適用にならないのです。しなくてもいいのです。そういうことはありえませんかということの2点です。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 一つ目の日給というのが今度月給になるということはおっしゃるとおりでございまして、こちらの適用については施行については32年度からで、まさしく町のほうも近隣の様子も全体的な確認をしながら、今作業を進めているという最中でございまして、そういった面ではかとは処遇改善ということについてはきちんと考えながら、当然事務経費の問題や人数の問題も出てきますけれども、そういったものも考えながら作業を進めていきたいと考えてございます。

それと、間をあけて雇用するという、いわゆる運用によって法を逃れるというような危険性、これは全くないかといわれますと、民間においては今の人員確保がなかなか難しいという状況では専門的に同じ人を継続して雇いたいということは当然あると思うのですけれども、そういった場合にはやはり正職員化していただくというようなことで国のほうもそういう考え方でございますので、そういう法の趣旨をきちんと理解していただくということが大事なのかと思ひ

ます。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 若干、補足をさせていただきます。会計年度任用職員につきましては、32年度から開始されるということで、平成31年度中に条例のほうの制定をさせていただきたいと思っております、会計年度任用職員は原則として書類選考なり、面接等によりすることになっておりました、新たに任用を行う場合には広く募集することということになっておりますので、先ほどおっしゃっておりました5年以上続けているから必ず会計年度任用職員になれるというものではなくて、広く公募した上で適正な選考試験を行って採用されるというものになります。採用された場合には、原則として2回まではそのまま何もせずに継続することが可能で、それ以降は任用回数による制限はありませんので、毎年のように選考試験をすると継続して5年でも10年でも勤められる制度になっております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 現実に運用が来年からなりますし、先ほど高尾総務課長も話したけれども、非常にその定員の管理を厳しくやらなければいけないということと、森総務課主幹のほうから説明があつて、5年ということは絶対条件ではないという部分でありますから、そうすると全体の定員管理の中でどういう部署に本当に張りつけなければいけないかと。今は54名もいますから。そういう部分も十分考慮して運用していくということによろしいですか。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） おっしゃるとおり、現在の人数のまま処遇を改善して給料を引き上げ等をする、昨年算出した段階では年間2,000万円から2,200万円程度、人件費がふえるという計算になっておりますので、もちろん処遇改善も大事なのですけれども、財政的なものもございますので、その辺につきましては役場の全部署を調査いたしまして、会計年度任用職員が必要な部署なのか、それともやはり正職員ではなければいけない部署なのか、その辺はしっかり精査した上、平成31年度中に配置案のようなものは作成する予定でおりますので、現状の嘱託、臨時職員の人数のまま全員が会計年度任用職員になるということはないと思われま

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでは続きまして124ページ、2目姉妹都市費から、135ページ、8目車両管理費まで質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。133ページの（2）町職員住宅管理経費についてお伺いいたします。こちらの町職員住宅管理経費は、緑ヶ丘の団地のほうの町職員住宅が解体をされましたので、この来年度の予算というのは減額になっているとは思いますが、現在町職員住宅の入居状況というのはどのようになっているのかをまずお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 職員住宅の入居状況でございますが、末広町のほうと消防官舎が虎杖浜と白老の町にございまして、そちらについては戸数でいいますと 32 戸ありまして、そのうち入居しているのが 8 戸で、入居率については 25%になってございます。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） すみません、訂正いたします。戸数なのですが、32 戸と申し上げましたけれども、緑ヶ丘の職員住宅は平成 30 年度に 14 戸解体をしておりますので、18 戸になります。18 戸で入居者数が 8 戸でございます。

○委員長（小西秀延君） 7 番、森哲也委員。

○7 番（森 哲也君） 7 番、森です。町職員住宅の入居率についてはわかりました。現在末広町と大町にあるということですが、どちらも老朽化が著しく見て感じられますので、末広町におきましても雑木林に囲まれているようにも見えますので、本当に居住環境の整備の必要性というのは感じておりますし、現在空き戸数もふえてきている状況であると思っております。そして末広町、大町などは象徴空間周辺でもあり、利便性もある場所であると思っておりますが、町といたしましては、今後の空いている棟の町職員住宅の利活用などは考えておられるのか、その方向性としてはどのように考えているのかをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） お話いただいたように、末広町については今入っているのが 1 戸ということで、こちらについては北海道栄高校に上る山側のほうの場所にあるところで少し離れたところにあるのですけれども、そのほかはその道路を 1 本挟んで西側にございまして、そちらについては跡地利用となるかと思うのですけれども、今おっしゃったようにちょうど南側に雑木林とかが立っておりまして、そこも整備しなければ利活用をするために売ったりとか、民間に住宅を買っていただいたりだとかということがなかなかできないということで、そこは財源的なことも含めて課題として捉えております。

あと、有効活用につきましては、おっしゃったとおり象徴空間のところで立地的にも非常によい場所でございますので、そちらについてはことし解体させていただいた緑ヶ丘の住宅なども含めて、今まで過去にやってきたような子育て支援住宅だとか、そういうものを含めて、移住定住策に結びつけていくというようなことで、内部でも今、検討会を設けて関係課が集まって検討しており、そういったことで民間の力を借りながら有効活用につなげていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） ただいまの件について補足をさせていただきます。末広町の職員住宅なのですが、現在入居のある 1 棟はまだ職員住宅という位置づけになっているのですけれども、入居がない住宅につきましてはかなり老朽化が激しくて既に人が住めるような状況ではないということもございまして、もう職員住宅としての位置づけは廃止いたしまして普通財産として管理をしている状況でございますので、今高尾総務課長が申し上げたとおり、今後はそ

この建物を壊した後の土地の有効活用というところで子育て支援住宅だとか、そういったような用途として使うことになるかと思えます。

○委員長（小西秀延君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。では今後末広町のほうも整備して子育て支援住宅のほうに使っていくということでしたが、緑ヶ丘のほうも昨年の予算等審査特別委員会では解体をして移住定住の促進とかにも使っていくという説明もあったと記憶しております。まだ議会のほうに今後の方向性というのは正式には示されていなかったと思えますので、本当に早急な利活用の促進をと思えます。町としての考えをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 現在、緑ヶ丘職員住宅の跡地につきましては、既に住宅は撤去いたしまして、現在普通財産ということで財政課の担当の管理となっております。その土地については、高尾総務課長も答弁したとおり、早急に土地利用を決めて速やかな対応をしなければならないという認識でありまして、ただこれから内部でも議論しなければならないのは、今子育て住宅という基本的に子育て支援住宅の土地ということになれば、そこを分筆したり、あるいは道路をつけたりというようなことが必要になってくるものでございまして、また逆にアパートを優先的に建てていただくような土地利用にするかどうか、そういった部分については分筆が戸建てよりも大きな範疇でいいと思えますし、その辺の利活用をどのようにしていくかという部分が課題になると思っております。そこについては早急に内部会議を経て早い時期に方針を定めて公表して新たな利活用を進めていきたいとは考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。（4）白老町公共施設等個別施設計画策定事業の関係なのですけれども、これは新規事業計画等の中にも書かれていますけれども、これには今壊さなければだめなもの、そういうものというのは一切関係なく長寿命化のものだけの対応でこの計画をつくるかどうか、その点聞きたいのです。どういうことかということ、ほかに解体しなければだめなものはたくさんあります。そこはこれとは全く別にまた計画なら計画をつくってやるのかどうか、そこはどのような考え方ですか。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず今回の個別施設計画の策定につきましては、28年度に策定しました公共施設等総合管理計画、これを受けての計画となります。それで、まず今回長寿命化計画を含めた計画という部分については、現在利用している施設を全て対象としております。現在未利用の部分については、今回のこの計画の対象ではございませんが、そこにつきましてはこれまでも議会の場でもお話させていただいておりますけれども、早急に計画的に解体していかなければならないという考えは持っておりますので、これにつきましてはその予算、予算になりますけれども、順次解体していく考えでございまして。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。



○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは理解しました。それで、解体していくのだけれども、優先順位だとか、それから活用の問題とか、残った部分の土地の活用だとか、いろいろなことが出てきますね。それで優先順位は多分決まるのではないかと思うのです。そういう年度、年度で考えるという考え方もあるし、総合的に白老町にこれだけの、例えばいい場所であれば旧給食センターのところとか、あれは景観も含めて悪いとかあるでしょう。お金をかければ白老小学校のような大きな土地も出るとか、そういうものをきちんと計画をつくって考え方を示すほうがいいのではないかと。毎年、毎年考えてことはこれを、来年はこれをというのではないほうがいいのではないかと思うのだけれども、そこら辺どうですか。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 非常に難しいお話かとは思っております。難しいといいますが、悩ましいということになるかと思うのですけれども。例えば今、例に出ました、旧給食センターという部分については、いろいろあそこを使いたいというような外部のお話もあったりという中で、ここまでなかなか解体できずにいるという状況もあるのですけれども、欠陥的にも問題があるという部分では早期に解体しなければならない。では壊したときにあそこをどのような活用にするのかというのは、そこはあくまでもその一部としては現在あそこを何か違うのにとというようなことは計画的にはないのです。ただ、もうちょっと大きな視点でお話させていただければ、例えば旧白老小学校をどうするかという部分については、これはもうそこだけの話ではなくて町全体の公共施設の配置をどのようにしていくのかという、その青写真が示されない限り、あそこを解体したとしてもその後の利活用がされないまま、また土地として残ってしまうというような状況もありますし、そこはその場面、場面で考えていかなければならないのかとは思っておりますが、ただ、先ほどお話が出ました職員住宅の部分で末広町の西側にあるところについては、既にもう普通財産化されていて、そこは例えば今後移住定住だったり、あるいは象徴空間絡みで早期にそこは利活用しなければならないという部分については、そこは早急にある程度その次の利活用が定まったものについては、順次取り壊しをして次につなげていきたいとは考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこはよく理解できます。私が言いたいのは、要するに例えば竹浦小学校も竹浦の人たちは壊してくださいと言うわけです。あそこをずっとあのまま置いておかないで1番壊せばいいです。では旧森野小学校はどうするのかということになりますね。だから私はやはり第6次なら第6次の総合計画の中で白老町の発展プランみたいのがつくられるわけだから、そういう中で全体を計画的に、もう壊してしまわなければだめなものがかかなりあるわけですから、計画的にきちんとできるような、そういうものが必要ではないかと。その上で議論すると。それには当然、地域の人が入ったり、有識者が入ったりということになるのでしょう。そういうことで小さいものは別ですけれども、白老町の全体の発展計画をつくる。例えば西団地と緑ヶ丘団地などは全部廃止するという方向は決まっているわけです。その跡地利用もある。土地がたくさんあるわけです。だからそういうことをやはり優先順位を

含めて考えていく必要が計画をつくる上でも必要ではないかということを言いたいのです。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 大渕委員がおっしゃられた部分について、私どもも必要だと思っております。その辺につきましても、では来年というようなことにはなるかどうかわかりませんが、そこは早急に町内議論も含めて練ってきちんとやはり町民にも説明した上でご理解をいただいた中で、そのような公共施設の配置だったり、あるいは町有地の土地利用であったりという部分についてはお示しして、その計画の中で進めていくというのが必要なことだという部分については同じ考えでございます。そこを目指す上で、今回のこの個別施設計画というのは、総合計画の中で例えば5年、今活用していてもこの総合計画の中で例えば同じ地区内に同様の施設がある場合は集約しますという方向性は定めております。しかしなかなかそこが進んでいないというのも現実ですし、そこの部分については5年後、10年後に廃止予定の建物という総合計画の中でお示ししている部分も今回はこの計画の中に入れて、実際にそれを存続した場合にどのぐらい経費がかかるのかというものもきちんと示して、それをまずは土台にして今後の公共施設のあり方という部分については、町民の皆さんともご相談しながら進めていきたいとは考えております。

○委員長（小西秀延君） 確認いたします。ここでまだご質問をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時20分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。予算書134ページ、9目企画調整費から、147ページ、17目諸費まで、質疑のあります方はどうぞ。

6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） それでは134ページ、企画調整費の中の（3）地域公共交通運行経費についてお伺いします。デマンド交通が始まり、そして元気号の運行経路の改定などをしながら町民活用が本当に利用しやすく、活用がしやすくなったということが前提に話をさせていただきます。まず、このデマンド交通の運行実態を踏まえた今回の予算化になっているのかどうかということがまず1点。そして、その中で見えている課題等々があれば、それもお伺いしておきたいと思えます。

それから私が聞きたいのは、このデマンド交通自体がまだまだ町民に活用の利用の仕方とか、そういったことがまだまだ周知されていないような気がします。いろいろなところでお話を聞いても、知っているのだけれどもどうやって使ったらいいのかがわからないとか、そう

いったことがよく耳に聞くのですけれども、そのことについての改善をどう捉えているのかということも踏まえてお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 地域公共交通、デマンドについてのご答弁をさせていただきたいと思います。1点目の実態にあった予算になっているかということで、昨年度そのデマンド交通の予算計上にあたりましては、ほぼ運行経費に係る部分の予算の計上を30年度させていただいたところですが、31年度予算につきましては、当然利用者から料金をいただいていますので、その収入、実態にあった利用人数をもとに、これくらいの方は乗られるであろうというような人数を積算しまして、その部分を差し引いた金額で予算計上させていただいているというようなことになってございます。

それから課題につきましては、デマンド交通には、3点目の部分ともかかる部分はございますけれども、まず周知の部分がやはりまだまだ足りないということが十分挙げられるかということです、本当にこれは大きな課題ということを捉えておりますので、周知をもっともっとやって行って皆様に使っていただく。それから先の一般質問の中でもありましたけれども、これからますます高齢者がふえていった中で利用されることというのは、免許の返納も含めてふえてくということも考えますと、まだまだ周知が不足している部分があるのかという捉えはございますので、積極的にこちらのほうはPRさせていただきたいという部分がございます。

それからデマンド交通に関しまして、ほかの課題としましては、過日アンケート調査などもしております。利用されている7割以上の方から好評をいただいているところですが、今言われた周知不足の部分であったりですとか、それから時間帯の部分、それからおりの場所の部分、今5カ所ほどですけれども、もう少しふやしてほしいという利用者の声もありますので、そういう課題を含めて、今後検証しながらどういった形がもっとも利用されやすいのか、その辺を今後検証していきたいと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。今、工藤企画課長のほうからお話があったとおり、やはりもっともっと町民、特に高齢者の方々が利用される交通機関ですので、もっともっとわかりやすく利用の活用の仕方、そういったことを周知していかなければならないのだと思います。そうした中で使っている方々の7割方は本当に利便性を感じているということでもありますから、そういう多くの方々がこのデマンド交通をうまく活用することになると、この地域循環公共交通のこの元気号の運行の仕方も今一度また見直さなければならぬときが来るような気がします。それも遠い将来ではなくて、2020年に登別東町にJCHOが新築移転します。私の考えですけれどもこの開設と同時にこの地域公共交通のデマンドも含めて元気号の始発、終点の場所を今の臨海のところからそちらのほうに移行していかなければならない。そういうときが間近に迫っているような気がするのです。ただ、これは白老町だけの考え方ではなくて、登別市さんとのきちんとした協議が必要になってくる問題だと思いますけれども、2020年ということではもう来年の秋口には完成になるのです。そうなったときにやはり31年度中に登別市さん

との協議を進める、そういったときにきているのではないかと私は考えるのですが、その辺についての課題と今後の進め方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） デマンドを含めて元気号の運行のあり方ということでございます。氏家委員のおっしゃるようにJCHOのほうで2020年に下のほうに新築移転といいますか、そういった虎杖浜、竹浦地区の方々の需要が見込まれるような状況にあるかと思えます。そういった中では、まず今の公共交通の活性化協議会は白老町でもっているものですから、基本的には元気号、デマンドについても白老の中の地域公共交通を考える会となっております。これを登別市さんとの連携を高めるという部分では、今事務レベルでは実際には象徴空間の部分も含めて実際に協議は進めております。ただし、それをお金を取って実際その登別市さんのほうまで入っていくとなると、登別市さんと白老町で合同の協議会を立ち上げなければいけないだろうというような状況になってございます。こういった部分については、登別市さんと白老町、それから運輸局さんですとか、振興局を含めてちょっと多面的な角度からご協議させていただいてその実現の可能性は探ってまいりたいと思っております。ただ、今回私どもも象徴空間の関係を含めましてダイヤの改正、2020年に向けてはやっていかなければいけないということで、その辺の検討をさせていただくための委託料については計上させていただいておりますので、そういった部分も含めながら31年度中に一定の方向を出せるように検討を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 考え方はわかりました。いずれにしても本当にこの31年度中にそういった協議会を立ち上げてしっかり登別市さんとの協議に入るということを進めてもらいたいです。2020年にJCHOが登別市東町に新築移転してきたときに、やはり整形にかかっている方々というのは白老町からも登別市の温泉街にあるJCHOさんのところにも相当数の方が通ったり、入院されたりしているのです。そういうことを考えれば開設と同時期に白老町のこの公共交通の元気号が、またデマンドがそちらのほうに運行できることが町民にとってはベストなことなのかと考えていますので、今答弁があったとおりに進めていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 今の段階で必ずできるという答えにはなかなかなく、町内の活性化協議会の中で白老のこういう域内の公共交通というものについてはしっかり対応していきたいと思っているのですが、制度上のハードル等々もありまして、その辺は先ほどの繰り返しの答弁になりますけれども、運輸局さんですとか、胆振振興局、登別市を含めていろいろ勉強をしながらその可能性を探っていくというようなことで、やはり利便性を高めるというような考え方では検討、勉強を進めていきたいと思っております。少しそういった部分でハードルが現実には存在しているのかと思っておりますので、その辺のところはご理解いただきながら、ただ私どもも本当に繰り返しになりますけれども、町民の皆さんの利便性を高めるというようなことについては一生懸命頑張ったいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 1点だけ私から。JCHOの開設にかかわる病院だけの関係については、今もJCHOのバスが町内に周っております。そのバスのあり方については、JCHO自体も今後どうするかということも含めて、私たちもJCHOとのかかわりもありますので、そういうことについては病院に限ってだけでいえば、そういうことも今話は向こうの進め方については話を聞いております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。同じく（4）地域公共交通活性化事業のほうで、今お話ありましたように2020年を見据えて停留所等の再編ということなのですが、ウポポイの敷地内に乗り入れするような再編になるという説明でしたけれども、あと町内の観光施設への周遊ともありますが、想定している施設はどこかということと、あと子育て施設や、代表質問でもいろいろありましたけれども、高齢者大学の近くにとまるとか、町民温水プールなども利用しやすい時間帯に玄関先まで行くとか、そのような利用しやすい時間帯に利用したい施設に行けるようなバス停の再編を委託先の仕様書に載せれるのかどうか伺います。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） まず1点、ウポポイの中には停留できるように今協議を進めさせていただいています。そのあと観光施設ですとか、高齢者大学、あるいは町民温水プールの玄関口までというようなお話がございましたけれども、その辺につきましてはやはり全体のダイヤ、運行本数の問題もありますので仕様書といいますか、委託の中でしっかり協議させていただきたいと思っています。今、1点の課題といたしましては町立病院からいきいき4・6に直接行ける路線がないものですから、ここについてはしっかり何らかの形で対応していきたいとは考えています。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。町内の観光施設への想定というのは具体的に陣屋資料館だとかということを想定されているのかと、そうしたウポポイにも行き、陣屋資料館にも行き、虎杖浜にも行けるような観光周遊的なバスも想定されているのかどうかをお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 今の中ではなかなか難しいご答弁になろうかと思えます。繰り返しになりますけれども、やはりできるだけ町内の周遊性を高めるということにつきましては、象徴空間の関係でもずっとお話をさせていただいているところでございます。特に象徴空間ウポポイと、陣屋資料館ですとか、そういった本町の白老地区の文化的な施設という部分についてはその誘起的な連携については意識はしていかなければいけないだろうと思えます。その中で現行デマンドと元気号3台、都合4台での運行ということですので、あとはダイヤ改正の中でどこまでそこを効果的に効率的に周ることができるかということと31年度1年間かけて、32年度にしっかりとできるだけ皆様のご期待に沿えるような内容のダイヤ改正になるよう努

めてまいりたいと思います。現段階ではいろいろな観光施設に行ければ全部行ったほうがいいとは思いますが、今も鉄北と鉄南としっかり分けることである程度効率性を高めているというような部分もありますので萩野 12 間線の奥のところについてはデマンドを入れて迂回する時間をできるだけ削減するだとか、そういったいろいろな複合的な対応をしている中での今のダイヤがあるということもご理解いただきながら、しかしながらできるだけ効果的なダイヤにはしていきたいというようなお答えとさせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 1 番、山田和子委員。

○1 番（山田和子君） 1 番、山田です。いろいろな方のニーズに応えようすると、とても複雑なルートになって、しかもそれが逆にニーズに応えられないような状況になってしまうと思うのです。だから4台バスがあるので、このバスは町立病院に行くのだとか、このバスはまちを観光的に周遊するのだとか、そういうつくり込みをしていくほうが乗る側としてもいいのではないかと考えているので、全部仕様書にどのように書くかというのはこちらのプランですね。そのあたりをこういうのをつくってほしいというのをきちんと、ある程度庁舎内で固めて、それで何分かかるとか、そういう具体的なことは委託先がやればいいことですから、JRに接続する時間とか、そういう細かいことは委託先の方がやってくだされればいいことなので、本当に利便性を考えていくと、そういうふうになるのかと感ずるので、ぜひその辺ご検討をお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） バス、それからデマンドの関係でございますが、ダイヤ改正といましても、正直に言いますと7割近くの方が前回のダイヤ改正から便利になったですとか、そういうお声をちょうだいしています。これをまた大幅に変えると、また町民の方がわかりづらくなったですとか、私のところが通らなくなったとかということも十分考えられますので、今実際にことし3回ほど期間を設けてアンケート調査をさせていただいておりますが、その中で課題なども見えている部分もございますので、これからはさまざまな意見を聞いて、ただ山田委員の言われたように、この部分だけ病院に行くということはなかなか現実的には難しい部分もございますので、病院に通う方もいろいろなところから当然皆さん来院されるということもありますので、その1本だけでやりますとどうしても時間がかかったりという部分もございますので、少なくとも町民の方の本当に利便性の高いものにしなければバス、それからデマンドもそうですけれども、そういう観点がまず一つということと。それから実際にアンケート調査の中でもバス停があまり多く使われていないバス停というものもある程度見えてきているところがあります。そういったところを逆にどう変えられるのかというダイヤ改正というよりも、そういう使いやすさを考えた大幅に変えない中で十分に利便性の高いものにしていきたいと考えてございますので、そのアンケート調査、それからこれからは町民の皆さんのお声なども聞きながらそういうような対応をさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

5 番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。137 ページの（5）移住・定住促進事業について伺います。この北海道移住促進協議会の予算というのは、30年も31年も160万円くらいで、ほぼ同一金額でありますけれども、このしらおい移住・滞在交流促進協議会の実施している事業というのはどういうことなのか。移住・滞在を面倒を見ていくというか、そういうことに対応していると思うのですが、この状況、そしてまたどれぐらいの定住者があり、滞在交流はどのぐらいの数の方が実施されているのか。また、これは町職員が携わるということで、やはりいろいろな関係があって協議会にお任せをするということで移行したと思うのですが、その移行後で紹介等とか、この方たちがやったことでの移住者というのはどれぐらいいるのか伺いたいと思います。

それともう1点、139 ページの（1）総合計画等策定事業において、総合計画はまちづくりの政策方向に関する最上位の計画であり、そしてビジョンや将来像を具体化するための道筋を示すものであるとなっています。ですからほかの計画はこの総合計画との整合性を図りながらいろいろな計画をつくったり推進をしていくということになってくると思うのですが、この基本計画の中に、これは24年から31年度までになっています。それでその中に町政を取り巻く社会情勢に対応するために必要であれば中間で見直すこともできるようになっていますが、私もあまり記憶がないのですが、この総合計画の見直しというのはされたのかどうなのか。それをするための推進体制も組まれていると思うのです。それが協議連携というのがあると思うのですが、そういったところでそういうことの含めての協議というのはされているのか伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまの移住・定住のご質問にお答えしたいと思います。

しらおい移住・滞在交流促進協議会、この補助金の内容といったものでございます。まず、全国的にはやはり田舎暮らしを始めたいといったようなニーズが多い中では、特に北海道という地域が大変人気があるということでございまして、まずこの協議会の活動の内容と申しますか、補助金の内容でございまして、協議会全体としては260万円ぐらいの年間需用費になってございます。そのうち160数万円が協議会の補助金といったようなことになっております。実際にどういう使われ方をしているかと申しますと、例えば首都圏とか名古屋市、大阪府を含めた都市部で行われます北海道への移住を促進するフェアの参加費ですとか、あるいはそれに対するPR用の啓発資材の作成、こういったものに補助金が使われているということでございます。そのほかの財源としては、この協議会自体は主に町内ですが建設業者ですとか、ガス屋あるいはここに参画している不動産屋ですとか、交通関係、こういった方々で構成している協議会でございまして、現在29名の方で構成している状況でございまして、それと活動の実績でございまして、30年度まだ終了はしていませんが、これまでの実績で申し上げますと、完全に移住された方、今年度については20世帯、31の方が移住されているということでございまして、昨年度の15世帯に比べますと5世帯増加している状況です。それと短期間でお試し的にちょっと住んでみましようといった、おためし暮らしの部分については5件、10の方が

ご利用されていると状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 総合計画の関係でございます。総合計画につきましては、社会情勢の変化に的確に対応できるようにということで見直しを可能とするというようなことでの策定を進めてきたところでございます。これをもちまして前回選挙の関係とかも含めまして1回見直しをさせていただいたてでございます。基本的には27年度、28年度というところで象徴空間、あるいは多文化共生というような概念の中で今後の推進方策といった部分での変更をしてきたというようなことになってございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。移住・定住のほうは一つずつ結果が見えてきているのかと思います。大変いろいろな面でご苦労されているのではないかと思います。今外部の人材を外から見て白老のあり方、ありようを見て意見を聞いて白老のいろいろないいところを生かしていきたいということで、地域まちおこし協力隊のメンバーの外から見た目で白老で活躍をしていただいて、いろいろなことをしていただくということで、そういう協議会、報告会もたしかやっていると思ったのです。そういうことで移住で来られた方々は、そういったことをされているのかどうなのか。昨年10月に議会の議員懇談会をやったのです。テーブルごとに分かれたときに、私たちは7、8人のテーブルだったのですが、3人の移住者がいたのです。その方たちが言っていることをお伝えしたいと思うのですが、移住してきたときはすごく不安があったと。しかし白老のいろいろなことの活動を見ていて積極的に参加をしようと思って参加したことで人間関係がつくれて、また親切に本当にいろいろなことを教えてもらえて感謝していますという言葉がありました。それともう一つは、町のサービス事業でやはり不安な点があるということもお話をされていました。やはりお店がなくなっているとか、それから町立病院がはっきりしないとか、そういう不安も述べておりました。ただ、1番言われたことは、白老の素晴らしさをきちんと伝えきれていませんと。これは行政も議会も含めて課題ですねと言われたのです。私は本当に大事なことだと、来た人が見て実感したことは、相手にすごく伝わるとは思いませんか。そういうことから考えると私は移住された方の、そういうことにどんどん出てくる方たちがいらっしゃると思いますので、いろいろなご意見を伺って、そういう人たちから反対に紹介をしていただいて、協議会のメンバーに入ってもらって紹介をしていただいて呼んでもらうような、呼び込みをするような体制づくりもできたらもっともっと広がるのではないのかと思いますので、そういった形を今後考えていただきたいと思います。

それから総合計画なのですが、見直しをしたこともあるということなのですが、第5次白老町総合計画策定は総合審議会、それから町長部局、それから議会も特別委員会を設置して議会の議決を経てでき上がっております。この進行管理の仕組みとしてPDCAサイクルに基づいてやっていくとありました。これはどういったことで24年から31年までですから見直しのときにこのPDCAをやられるのか。私は機会あるごとにできれば1年ごとにきちんとこのPDCAの見直しをして課題等を拾い上げながら総合計画の見直しと、途中の変化とか、そういう



ものに対応していくべきではないかと思うのです。そのP D C Aを実施されているのかどうかということと、されているのであれば議決権を持って賛成をした議会にも報告があるべきではないかと思うのですが、そういった報告等も聞いておりませんのでどうなのかということと。この中に地方創生総合戦略、これは委託料で作られたものになっていますけれども、これも今回見直しになりますね。あまり報道の話はしたくないのですけれども、私たちが議会でも人口ビジョンの関係とか何回か出生数の話とか質問をしております。その中でもP D C Aのあり方、それからそういったものを含めてしっかりと見直しをしていくべきではないかということ質問させていただいておりましたけれども、これも含めてそのP D C Aのあり方をどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいま吉田委員のほうから移住された方からの白老町に対する評価といったご質問でございました。たしかに私たち町民として白老町に長く住んでしまふとなかなか新たな発見といいますか、自分で気づかない、本当にいい資源があるのだけれども気づいていないところがあるといったような状況の中で、やはり先ほどお話があったように移住された方がその地域でなじめるというところでいうと、地域コミュニティが形成されていて、町内会活動に参加しますとか、あるいは私どもで今年度実施いたしましたアイヌの刺繍体験やなにかも移住されてきた方が直に参加して、こういう素晴らしいものがあるのだといったようなお話もいただいておりますので、やはりこういった活動も継続していかなければならないかと思えます。それと先ほどの新たな発見という部分でいいますと、今地域おこし協力隊の方が町外から来て、白老にある特産品、地場の産物を使って新たな商品開発をしたりですとか、そういった取り組みもして、やはり我々がなかなか気づかない、私どもの発想では気づかないものを提案していただいているということですので、こういった移住で来られた方の発想というのは私どもも大事にしていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 総合計画、それから総合戦略に関するP D C Aといいますか、検証のあり方ということでございます。総合計画につきましては24年度に策定いたしまして、31年度までという計画期間ではございますけれども、この進行管理を行うために実施計画書というのを3年、3年、2年というようなスパンの中で策定させていただいております。基本的には毎年度、毎年度、事業の結果等々を含めて見直しはかけておりますけれども、本件については昨年度になりますけれども、30年3月にご説明の機会という部分ではちょっとなかったかもしれませんが議員の皆様にも実施計画書ということで30年から31年度の計画書をご案内させていただいております。

それから総合戦略につきましては、基本的には、まち・ひと・しごと創生有識者会議という中で検証を行わせていただいております。昨年12月25日に検証会議を行わせていただきました、そういった部分については今見直しといいますか、ご意見をいただきながら今後の見直しに向けての貴重なご意見として取り扱っていきたいと考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 移住定住のほうは、先ほどこの協議会のメンバーがほとんど地元の方です。だから地元で生まれ育って、地元で事業をしているから地元のよさもわかると思うのですが、答弁にはなかったので再度申し上げますが、こういった移住定住の方がいろいろな意見をすごく言いたそうでたくさんいるのです。ですからこの協議会のメンバーにもし入れたら違った形での宣伝広告というか、移住定住を推進することができるのではないかと。喜んで入ってくれそうな方でした。藤澤経済振興課長がおっしゃったように、友達がなかなかできなくて本当に白老に来たときに失敗したと思ったのだそうです。それでこのアイヌ文様があるということを知って参加して、そのメンバーと知り合いになって本当に楽しくて楽しくてしようがありませんというお話も聞きました。ですからそういった形で受け入れた方々をどう長く住んでいただいて、さらに人を引っぱっていただくかということに活用していただきたいと思います。

総合計画のほうは、実施計画が報告だという意味ではないかとは思いますが、3年ごとですので、1年ごとにでも見直しをしていると今言っていましたね。ですから私はやはりそういったことで問題点とか、実施計画はまた計画ですから何がだめだったのか、何がどうだったのかということの検証というのは何が問題があるかということです。計画はそれがもとになっているとは思いますが、何がだめでそういう計画ができたのかということがP D C Aのプランをつくって、それを検証して、またプランにして出すということなのです。そのなぜだめなのか、それが何の問題があったのかと中抜けしているような感じがするのです。ですからその辺をきちんと示していただきたいです。それともう一つは、人口ビジョン、総合戦略のほうなのですが、これは委託なのです。検証は必ずしているということなのですが、ではその検証したことは、議会には報告がなくても、そのまた委託ですから、その検証をするときに検証したものを、検証は庁舎内でやっているのですね。そのものが委託先にきちんと伝えられているのかどうなのか。ただ、その委託先は、これは国がつくりなさいという計画ですね。国のある程度示されたものでやっているわけです。だからそれに対して白老町の現状をどこまで申し伝えて、その計画に入れるようにしているのか、その点伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまの実際の移住者の声を協議会の中に反映させたりとかというようなご質問だと思います。この先ほどお話したとおり協議会自体は、どちらかというと受け入れ側の、例えば家を整備したりだとか、きれいにしたりとかというような協議会であるので、会員として迎え入れるのは会費もかかりますし、事業者からも皆さん方からも年会費もいただいております。そこにはちょっとなじまないかもしれませんが、この協議会の総会の席上で移住者の実体験の談話として、こういうところよかったとか、こういうところが課題だというようなご意見をいただくとか、あと移住定住のホームページ上でも実際に移住された方の住んでみての感想ですとか、そういったものはホームページ上にもご紹介させていただいております。そういった啓発資材にもそういった実際の移住者のお声をそういったところで反映させて、PRさせていただきたいとは考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） まず総合計画の実施計画の中で何がだめで、こういった部分が課題であるかというようなお話かと思います。基本的には実施計画については向こう3年の事業計画を立てて、こういった中で具体的に事業をしていこうというような計画のつくりになってございます。しかしながら毎年度の予算等審査特別委員会でもご審議いただいて、予算編成の査定も含めて議論していく中で財源的にこの事業ができないとか、そういった部分がやはり一番大きな課題かと思います。3年間、ある程度は一定のこういった計画でやろうと思っても、やはり毎年度事業費の査定ですとかをしていく中では、それが叶わないという部分もあるということが少し残念ではありますが課題かとは思っております。

それから総合戦略の関係ですけれども、策定自体はこれは27年度に国のほうから上限1,000万円というような中の交付金の中で策定しなさいというようなことでの委託で策定をしたという経緯がございます。しかしながらその後の検証については、町賄いといたしますか、私どもの内部の検証でいい悪いということをやらせていただいております。今回も策定支援業務ということを経営戦略の中で予算のほうを計上させていただいておりますけれども、改めて次期改定に向けては一部人口の関係も含めて委託をしながら、できるだけ精度の高い戦略等できるように検討はしているところではございますけれども、現在27年度に策定以降というのは基本的には委託ではなくて、職員、あるいは有識者の大義の力を借りながら検証等を進めているという現状でございます。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 3点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係でございます。

町内というものは、白老町内での有識者の方々が役場職員以外の方が入ってもらって、それぞれ指標値を設けました。例えばこれまで議論があった出生率がどう据えて、そのことによって人口が緩やかに進むだろうとか、そういう部分の指標をKPIという数字を設けてやっているのですが、それが実態として伴ってこないとか、そういうチェックがされます。そのことは北海道からもチェックに入ってきます。それが何が問題で、それが達成できなかった。そのために事業を今度は見直しをしなければならぬ。そのことを各課にフィードバックします。その目標値に達成しない原因をきちんと分析した上で次の事業はこういうふうにかえなければならぬ。今までの部分だとだめだからこうかえようとか、そういうことをやり取りしていきます。今年度においては見直しの時期に入りますので、総体的な部分を今富川企画主幹が言ったように精度を高めて、また数字がなかなか難しいのなら何が原因でそうなっているか、それを分析した上で新たな手法を設けていかなければならないと、そういう部分は31年度でまた見直しをしていくということですので、毎年度この戦略については必ずチェックをしているという状況ではあります。

○委員長（小西秀延君） ここで確認をいたします。まだ質疑をお持ちの方はいらっしゃいますか。それでは引き続き午後からもここでの質疑を受けつけます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 12時01分

---

再開 午後 1時05分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。質疑のあります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。135ページの（1）企画調整事務経費の中でちょっとお尋ねをしたのですけれども。毎年聞いているのですけれども、2020年に象徴空間オープンということなものですから、道道白老大滝線の通年通行の関係、ことしの予算でどのようなところまで北海道は考えているのかということが1点。

もう一つは、新しい方はあまりもう記憶がないかもしれませんが、白老川、これは30年確率だったような記憶なのです。それで以前はダムをつくって治水事業をやるということになっていました。それがその後、ダムが中止になって、そして遊水地をつくって対応することになりました。ところがそれがほとんど今ニュースにもならないという状況なのです。ただ、今の想定外の災害の状況を見ると、北海道も全部なくしたわけではないと思うのですけれども、このダムから一連の治水事業について北海道はどのように考えているのか。項目などに上がっているのかどうか、それぐらいはちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） まず道道白老大滝線の関係でございます。今、冬期間の雪をおさめるために道のほうで実証実験をやっている最中です。お話にありましたとおり、2020年の象徴空間開設に向けて北海道の考えとしまして、日中の通行を冬期間もできるようにということで、今計画されているところでございます。ただし、2020年以降も夜間についてはまだ通行どめをしたいというような考えの中で今事業を進められているということでお伺いしてございます。

それから2点目の白老川の治水対策ということでございます。時のアセスによってダム中止の代替案としまして治水対策事業を実施しているということでございますけれども、29年3月に白老川の河川整備計画を策定しておりまして、29年度につきましては北海道のほうで調査、設計を実施し、30年度から本体工事に着手されているということでお伺いしています。全体計画が8キロメートルのうち、30年度につきましては河口付近の掘削工、護岸工を実施しているというようなこととお伺いしております。31年度につきましては、国道までの掘削工、護岸工を実施する予定だということで同課では聞いているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこで十分理解できるのだけれども、通年通行のことについていえばわかりました。要するに2020年だから、ことしの冬が終わって、再来年の冬からは日中は通れるということでもいいですか。

もう一つは、白老川の件です。白老川の河川整備として北海道はやっている。詳しいこと

はいいです。要するに 30 年確率を、もうちょっと確率が上がるような格好にもう工事に入っているというような認識でいいのですか。あまり具体的なことを聞いてもだめだから、わかっていますから、そこはいいのです。工事に入っているのが全然知らなかったものですから、そのところわかる範囲でもし話ができることがあったら話をしてください。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 先程の繰り返しの答弁になる部分もごさいます。本年度、本体工事に着手しているということで、河口付近の掘削工と護岸工を実施したというようなお話を聞いております。それから 31 年度につきましては、国道までの部分の掘削工を護岸工の予定しているというようなところのお話は聞いているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 道道大滝線の関係、改めて確認も含めて答弁させていただきたいと思います。基本的には 32 年度の冬から日中の通年通行ということが目標とされて、今現在整備、調査等を行われているというようなことになってございます。具体的には、象徴空間ウポポイの開設時間の前後 1 時間を通行できるような予定で今検討が進められているというような状況にございます。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 白老川の河川改修の関係ですが、調整池をつくるという計画はご質問あったとおりのこととあります。その前段として河口付近を含めて上流に向かって相当堆積土が多くあるということで、それをまずしゅんせつをしていかなければならないというところの工事には着手しているということですので、時のアセスでダムが中止になって調整池をつくるという、その抜本的工事にはまだ入ってはいません。暫定的に堆積土が多いので、そのしゅんせつ工事に入っているという捉えでございます。

○委員長（小西秀延君） 8 番、大淵紀夫委員。

○8 番（大淵紀夫君） 岩城副町長の答弁で理解しました。ということは、その調整池を含めずずっとやっていくということで、そういう認識でいいのですか。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 平成 9 年、10 年ぐらいの議論だったと思います。その当時は、時のアセスメントでこの議会でもダムを中止するということを北海道のダム室長がご説明したという経緯がございします。そのときには治水上、安全を確保するために、その当時の画期的な対策として調整池ということにありました。今の計画の概要といたしますか、方向性としては調整地がいいのか、あるいは河道自体をもう少しいじめて高水敷という、普段水が流れているというのは低水敷というところなのですが、もっと洪水がふえるときに断面を大きく確保しているのですけれども、そこをもう少し断面を確保したやり方もできないかという検討はしています。最終的に調整池はつくるのだという方向ではなくて、手法がいろいろあるものですから、そこを今北海道がいろいろ計画を考えております。ただ、そうしているうちに洪水になったら大変なので、今はしゅんせつの多い部分をどんどん除去しながら安全は確保していきたいと、こう

いう展開の仕方をしているというところで捉えていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） まず137ページの（7）多文化共生人材育成事業、これについては地方創生推進交付金事業の一つなのです。これは多くの事業があります。私はなぜ聞くかという、これだけのお金をもっと効率的な事業の組み立てをできないかというような前提での質問です。ですから今回も5項目ありますけれども、各項目を聞いて総括的に予算をつけた副町長とちょっと議論したい部分がありますので聞いておいてほしいと思います。

まず一つとして、この今言ったように地方創生推進交付金事業になっているのです。それでこれは16年度からスタートして3年がたちます。そこで31年度の事業内容、それとゼロックスと共同運営しているといいますけれども、町は何をに担っているのか。どういうことをやっているのかということですか。

それと、この事業は継続3年たちます。では、政策プロセスの中で3年たつのですけれども、どのようなプロセスの中の段階におかれているのかをお聞きします。

次に139ページの（1）総合計画等策定事業です。今、吉田委員が質問をして大まかな部分はわかりました。細かい部分をちょっとお聞きしたいと思います。第5次が先ほど富川企画課主幹から答弁ありましたが、私は現在の総合計画、実施計画、これは部署で配布したとそれでいいけれども、報告書を送付するだけでいいのかと。ではチェック、アクションの部分の議会のチェックはどうなのだろうと。これはきちんと見える化しないといけないと思うのです。前回は実施計画で2年に1回ですか、1年ぐらいきちんと議会でチェックしているのです。そしてこのチェック、アクションを整理していったのです。そして次につなげた。これはただ説明していますけれども、見える化としてきちんと議論しなければいけないと思うのだけれども、これがこれから第6次を策定する中でこの部分がプログラムの中に入れてくるかどうか、まず伺います。

それと、その予算上で策定業務委託になっているのです。これはまたコンサルタントに発注すると思うのだけれども、これはコンサルタントが主に担う部分、コンサルタントが請け負う、この業務委託する内容、範囲はどこまでかと。吉田委員もはっきり言わないのだけれども、これはコンサルタントに丸投げしたら意味がないのです。どこまで職員が担って、コンサルタントは何をするのかと。もうできているはずだから、予算査定受けていますから明確にしてください。総合計画を策定するプロセスの中でコンサルタントを職員との業務分担の差別化はどうなっているかということですか。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 私のほうから多文化共生人材育成事業の関係をお答えさせていただきます。多文化共生人材育成事業につきましては、まず1点、ゼロックスと共同しながらというところで、担いづくりプロジェクトというのをこの3年間進めてまいりました。そういった中では7つのテーマが出て、町民の自主的、主体的な活動が今広がってきてい

るというような状況にあらうかと思っております。そういった中ではこの3年間、一旦区切りをつけてどうしましょうかというところを内部で検討いたしまして、やはりこういったいろいろな世代の方々、あるいは職業の方々、そういった方々がまちづくりに参画する場所として、そのみらい創りプロジェクトというのをもう少しやっていったほうがいいたろうということで31年度以降も、期間まではしっかり見ていませんけれども、まず来年、もう1年くらい、再来年まではやってみようというような状況になってございます。そういった中でみらい創りを進めていく部分について、まず1点。それから今の事業の中でいいますと、去る2月1日に東京大学の先端科学技術研究センターと包括協定ということ締結させていただきまして、こういった貴重な機会をちょうだいいたしましたので、この3月、今年度のものに多文化共生シンポジウムですか、あるいは人材育成事業としてワークショップ等々を検討させていただいているところでございます。この状況を見ながらにはなりますけれども、新年度もそういった東京大学先端科学技術研究センターとの連携の中で、ワークショップ含め、シンポジウム含め、この予算の中で事業をさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 総合計画の関係でございます。大きく2点になっていたかと思えます。報告書の送付だけではなくて、PDCAの中のチェック、アクションという部分で見える化する必要があるのではないかということでお話がございました。先ほど富川企画主幹のほうで答弁させていただきましたけれども、送付させていただいております。これはそのとおりでございます。今後におきましては、当然これからの第5次総合計画の検証なども含めて、これから第6次総合計画に向かっていく中で、策定作業の中で当然、計画期間としては平成31年度までですので、新年度もまた1年ありますけれども、そういった中で検証も含めながらそのあり方という部分も十分考えていかなければならないですし、それから先ほどちょっとお話がありました改定の部分につきましてはお配りしただけではなくて、実は先ほど確認しましたところ平成27年12月に全員協議会の場で過疎関係ですとか、東胆振定住圏の関係ですとか、合わせて全員協議会でも説明させていただいたところでございましたので、そこはそういうことでお願いしたいと思えます。

それから業務委託の関係でございます。こちらの業務委託につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の業務委託ということでございます。事業の中身としましては、当然これは改定に向けて進めていくというところでございます。先ほども答弁ありましたけれども、昨年の12月25日に有識者の検討会議の中で評価いただいたところでございます。それを踏まえた中で当然、改定作業をやっていかなければいけないのですが、昨年の3月に国立社会保障・人口問題研究所の人口推計など出てきたときに、まだまだもっと低い数字になったところも踏まえてやっていかなければならないというところがございます。その中で内容としましては当然、そういう有識者の検討結果プラス、アンケート調査などもやっていきたいという部分でございます。これは町のほうで実施したいと思っております。大きくは若年層、それから子育て世代とか、高齢者向けも含めまして、そういうアンケートが大きく1点、それから高校生など

にもアンケート調査を実施していきたいと考えております。これは雇用対策、それから経済対策向けというような考えております。それから事業者向けのアンケート調査もこれを合わせて町のほうで全てやって集計を取りたいと考えています。ただ、そういった中で戦略をねって委託の部分になってきますけれども、そういった分析の部分だけを実は委託の中でやっていただくということでございます。これは全国の事例なども含めながら、専門的な知識の中で分析作業のところを委託としてやっていただくというような考えでございます。当然、その中には私どもも入って意見を交わしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 28年度からこのみらい創りプロジェクトということでやってまいりました。昨年度からは対話会というようなことを行って、今年度は町民の皆さんからテーマをいただいたというような状況になっています。正直こういった部分については、本当に多様な町民参画の機会ということで、まずやってみようという部分が非常に強かったと思っております。ただ、その中でこういった新たな対象といえますか、今までまちづくりに直接参画してこなかった人たち、そういったジャンルの方々が出てきたということで、より今後多様な人たちに出てきていただきたいという思いがございますので、この3年間の段階を踏まえて、さらにあと1年、2年というところを、このみらい創りプロジェクトとしては行わせていただきたいというような状況に検討の結果至ったというような状況になってございます。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 若干、補足させていただきます。気づき、考える場ということで過去2年やりまして今、事業が実施されてきたところでございますが、当初の事業計画から新たな人たちが加わったことによって、例えば地域おこし協力隊をやっていただいている方も入られたりして事業もプラスされたですとか、そういうことで大きく変化している部分もございますが、それはやはり皆さん多様な人たちが集まった中で変化してきていると。よりよい事業になるように未来志向の多様な人たちがかわってやってきているということでございますので、これは主体的にそれぞれのメンバーの方たちが集まってきてやっていただいておりますので、今富川企画課主幹が答弁したとおり、さらに多様な人たちが入ってきた中でどういうことができるのかということも含めて、これから発展的にやっていければと考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） ゼロックスに関しましては、この方法、ノウハウの提供ということで押さえてございます。よその地域といいますか、例えば岩手県遠野市はゼロックスが中心になって、このみらい創りプロジェクトをコーディネート、ファシリテーターも含めてやっているというところでありましてけれども、白老町はその方法を教えていただきながら職員がそういった役割を担っていくと。ですから、そういった方法論の中で町が実践的に取り組んでいると。ここで過不足があった場合にゼロックスは助言ですとか、現地にも当然来ていただくのですけれども、そういった中でのサポートをしていただいているというような状況になってござ



ざいます。新年度以降につきましては、そういった一定のノウハウは町側で得たということなので、職員、あるいは行政自らが主体的にまわしていこうというような状況になってございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之君。

○13番（前田博之君） 今ノウハウをもらったというけれども、コンサルタントからよその自治体の成功例をコピーしてもらってもいいものにならないのです。本来は逆です。最初にノウハウがあって何をしたいかということでやるのが本当の筋ではないですか。それで3年継続する、多分この地方創生推進交付金は31年までの事業だから、多分31年度の事業も交付金をあてにしているでしょう。それで今、説明があったのだけれども、多文化共生育成事業、30年度と31年度の事業内容を見たらまるっきり同じです。今の答弁では説得力ないのだけれども。そして31年を見たら講師謝礼45万円、旅費94万円です。事業費の76%を占めているのです。今、富川企画課主幹が答弁したそういうものが全部よそにあって旅費と講師謝礼に消えているのです。まるっきり30年、31年度、2カ年同じ事業になっています。これは財政課のほうできちんと全部見て査定されているのですよ。この中はまるっきり同じです。これはなぜ同じ事業を継続しなければいけないのですか。先ほど吉田委員も言っているけれども、政策循環を考えたらまるっきり同じ事業にならないのではないですか。まず課題整理はされていますか。3カ年継続して1年目の事業効果と2年目の課題の設定はどのようになっていますか。もう少し真剣に取り組んでいい予算をつけたのならいい事業をしてほしいです。2年間、まるっきり同じです。

それとチェック、アクションは、これからしたいという考えですね。それで基本構想、基本計画、実施計画、これは3層構想になっています。多分これでやると思うのです。それで説明がわからないのだけれども、今回も少し新たな総合計画みたいな方向にいくよと言っているから聞くのだけれども、その契約の要素としては目標を立てること、そこまではいいのです。それを達成する手段や方法を組み立てること。この二つだけれども、このプロセスは今回、それこそ見えるような実施計画になりますか。後段の達成するしない方法というのは今までもそうだけれども、言葉で言っているのだけれどもどうなるか。やはりわかりやすく、本当にここでこういう形で取り組んでいくのだという総合計画を策定してほしいのです。

それでもう一つ、これはいつも言われますけれども基本構想はいいのです。基本計画もある程度大きな方向ですから。だけど実施計画と、それを裏づけとなる財源との整合性はどのように図られますか。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 多文化共生人材育成事業の関係でございます。30年度と31年度同額の予算を計上させていただいております。これは地方創生推進交付金であらかじめ設定した金額ということで基本的には同額、同予算で計上はさせていただいております。しかしながら基本的にこの事業については、今回本当に先ほども申し上げましたが東京大学との包括協定いただきましたので若い大学生をこちらに呼んだというのが今年度です。昨年度については、

当初想定していたのは例えば水俣ですとか、そういった部分でやったものを再度できないかというようなところでございました。しかしながらそういった部分の中身を再度精査していったときに、やはり若い人をこの地域に呼び込んでどういう考えでいろいろなことを取り組んでいけるかと。そういった部分では、東京大学との提携というのが早い時期にご相談ですとか、そういった部分ができているので、そういったものを活用できないかと考えていたところですが、考え方といたしましては、基本的には外部の方に来ていただいて、白老町を見ていただいたり、あるいは新たな考え方を提供していただきたいということで、地域についてはおそらくいろいろと検討の過程ではあるとは思いますが、そういった中で旅費と報償費というところに重点をおいた予算とさせていただいたところです。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 総合計画の関係であります。それぞれ目標を立てて展開するというのはご理解いただいております。肝心なことは、それが実行に移せる計画になるのかと。それは当然、実施計画の中に財源が伴っていないと、縦の層で立てると横の層で財源をきちんと入れた計画に組み立てなければなりませんので、そういう組み方で実施計画は立てたいという考えであります。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 多文化共生人材育成事業ですが、責めているわけではないのだけども、私はお金をかけるのにいい事業にしてほしいのです。だけどもこれは問題や課題が整理されていないのです。ただ継続しているのです。突如、今言った東京大学が出てきてみたり。この事業はどのような政策づくりにつながっていくのかということなのです。これは町民に配っているのがあるのです。この最後何ていっていますか。自分が未来の白老に向けて叶えたいことや取り組みたいことを実現させていくプロジェクトです。だから私は聞いているのです。実現するためには政策循環どうなっているのですかと。この183万円です。2年間やったら400万円いっているのです。だから私が言っているのは、責めているのではないのです。自分たちがこういうものをつくって、政策を示して、そういう形でやろうといっているのに、外部が人を呼んでやればよいという話はないでしょう。ここに実現させていくプロジェクトといっているのです。ではやりたいこと、取り組みたいことのこれの実現、できるかどうかは別です。だけども手をかけなければいけないと。そのために今後どういうあり方でやっているのですか。31年度にこれを集大成して、32年度に町の予算を使ってもいいからこれだけはいこうやりたい、そういう組み立てがないと毎年同じまるっきり外部講師と謝礼です。どうするのですか。私はそういうことを言っているのです。だから事業がどうかということではなくて、組み立てをして何も交付金の事業で半分国だからと軽い気持ちではなくて、せつかく象徴空間といっているがらなぜそういうことにならないかといっているのです。そうすると、これはどういう形でここでいっている取り組みたいこと、やりたいこと、7つの項目の中から多分出てくるでしょう。これをどのように実現していく今後の施策づけをされて、先ほどからいっている政策循環のまわり方はどうなってきますか。これをきちんと順序立てて答弁してほしいのです。

それと次に、私は総合計画、今までもかなりの将来的な夢を掲げてやっていますけれども、結果はバイブル的なものになってしまっているのだけれども、そうではなくて私は白老の状況を考えれば財政も非常に大変だから、いかにいい意味で抑制的にまちをいい形で経営するか、まちをつくるかという部分でいくと、やはり最小の経費で最大の効果で地域の活性力をいかに蘇るかと、させるかということが私は基本構想の一つの大きな部分があると思うのです。そこでやはりこれからつくるのに、前にも私も言っていますけれども、前の副町長もそう言っていたのだけれども、あれもこれもではなくて、あれかこれかの視点で身の丈にあった、そして多少の夢も入っているけれども、実現性の高い総合計画のコンセプトにしてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 多文化共生人材育成事業の関係です。これにつきましては、シンポジウムですとか、人材育成プログラム、あるいはその一つとしてみらい創りプロジェクトというものを包含した中で予算を計上させていただいているという考えになってございます。みらい創りプロジェクトの先ほど来の新聞記事の関係で、これを実現させていくために逆にいうとみらい創りプロジェクトの場はしっかりと用意して、ただ、その支援のあり方、実現方策の仕方については町としてお金を出すとかではなくて、その場を提供することで新たな仲間をふやしてもらうだとか、新たな方法、新たな知見というか、そういった部分をそのプロジェクトに与えていただくということがその実現に向けて必要だろうということで、このみらい創りプロジェクトというものを来年以降も継続してやろうというような考え方になったということでございます。そういった中で、ここが繰り返しの東京大学の部分のご縁をいただいたというところで、そこに答弁が寄りすぎている部分はあるのかと思いますけれども、さまざまな分野の研究、あるいは本当に障がい者自らが研究をされているというようなところもあります。そういった中でどのような先生をお呼びして多様性、包摂性というものの理解を広めていこうかというところで地域ではなく、そういった外部からの人を招聘する旅費、報償費というものを考えて、この予算の中でそういったものを継続してやっていきたいというような思いの中でこの予算は計上させていただいているというようなことをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 多文化共生人材育成事業の関係でございます。今、富川企画課主幹が答弁したとおりです。テーマにつきましては、先ほど前田委員からも7つのテーマが出ていたというお話がございました。今、7つのテーマでそれぞれ集まったメンバーでお話をいただいております、町としましてもその場であったりとか、全てお金を出して支援するというのではなくて、自らのメンバーたちが、自らの考えのもとに、ではどうやったら事業を実現できるかということで後方支援といいますか、そういった町の支援の仕方があるのだろうという考えの中で、今それぞれテーマを持って進められているメンバーの方たちにその場ですとか、そういった環境を整えて最終的には多様な機会ですとか、多くの方の参加ですとか、それぞれがまちの主体的に自分たちのまちをこうあったらいいというような考えのもとに進めていって

いただいているという状況でございますので、繰り返しになりましたが、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 多文化共生人材育成事業と、それから総合計画とトータルでご答弁申し上げます。28年、29年、30年と、みらい創りプロジェクトを進めて、この狙いは何かというと、町としてはやはり町民主体のまちにしていきたいと。町民の方々が自分のまちは私たちがきちんと作り込んでいこうと、そういうところに狙いがあって、最初は地域で話をしたら行政に対する注文がほとんどです。あれできていない、これできていない、これやってほしい、そういうお話から本当に正直スタートしました。そのことを回数を重ねることによって、段々参加してくる人たちの意識が変わってきて、このぐらいだったら私たち地域でやろうかと、こういうお話に今度は段々変わってきました。それを実際どうしていくかということ、先ほど申し上げた7つのテーマというのが具体例として出てきています。そのことをこれで今年度終わりにするのではなくて、そのことを常に地域の人たち、かかわった人たちが実践できるようになるとなおいことだと私は思います。そういう点を31年度、続けていきたいという部分がこの多文化共生、特にみらい創りプロジェクトという部分での展開になります。

それと総合計画です。ご質問のあったとおり、やはり白老らしいものをつくっていかねばならないかと。ちょっと間違えると全国約1,700ある自治体金太郎飴状態でどこも同じと見られがちなのですけれども、白老は白老にとっての白老らしい総合計画をつくっていかねばならないかとは思っています。最小の経費で最大の効果というのはまさしくそのとおりなのですが、そこに加えて多少の夢というのもあります。やはり総合計画にただ毎年実行していただくを盛り込んで、白老のまちは今後どうなっていくのだろうか。そういう夢ある部分も計画の中には盛り込んでいかねばならないかという部分で捉えておりますので、今後策定委員のメンバーを公募した中で事業化に向けた策定にかかっている取り組みスタートに入っていきます。そういう部分では、きょうこういう場でご指摘いただいた部分をしっかり捉えながら、よりよい計画づくりに始めていきたいと考えます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。今のみらい創りプロジェクトの多文化共生人材育成事業についてなのですけれども。議会でこういう議論をされて反対というか、好ましくない意見ばかり出ているということが出てしまってもどうかと思ったので、応援する立場としてお聞きしたいのですけれども。このみらい創りプロジェクトは第1回目からホームページでも詳しく報告がされておりまして、参加されている方がどんどん成長されていく様子も見て取ることができました。同じ金額の予算かもしれませんが、今回東京大学から招聘されるということで、旅費の94万円について詳しくお聞きしたいのです。これは生徒さんも一緒に来て、みらい創りプロジェクトに参加されるという押さえでよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 旅費の関係なのですが、実際にはいろいろと人数がその回、その回で、31年度については複数回をやっただくというようなことも考えております。そういった中では学生の都合で人数が過不足出てくるところもありますので、そういった中で4、5人ずつを4回ないしというようなどの積算で考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。東京大学の生徒さんが来るということで、ある意味見てみたいというか、お話ししてみたいと思う方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。ですけども、公開ワークショップみたいなこともおもしろいのではないかと考えるのですけれども、このみらい創りプロジェクトというのは、自分たちのまちは自分たちでつくるということを自治の底上げということを目的に開催されて順調に育ってきている事業だと思っております。ぜひ、拡大して行って、皆さんに見てもらえる場もつくっていくべきかと考えますけれども、見解を伺います。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 何でもかんでも東京大学というわけではないのですけれども、実際、現実にみらい創りプロジェクト、昨年10月17日に中間報告会、2月15日に4回目の対話会ということで今年度させていただきましたが、その3回目、4回目というのは、逆にいうと室蘭工業大学さんのほうからも先生、生徒さんいらっしゃっています。ですからこういったみらい創りプロジェクト、あるいは多文化共生人材育成事業というのをとおして、東京大学がおそらく誘引になるといいますか、求心力といいますか、そういったものにはなるかとは思ってはいるのですけれども、そういった方が来た機会に、例えば道内の他大学の生徒が来て白老町で体験、意見を交わしてもらうとか、そういったことについてはその回数の中では検討していきたいと思っています。事業の内容については、正直1回、1回検証しながら、次はこういうことをやろうとあらあんなものは流れとしては考えますけれども、次はこういうことをできたらいいということの作り込みを走りながらさせていただいているということは、正直このご質問、ご討議の中では大変申し訳ないという部分になろうかとは思っていますけれども、そういった多様な若い世代の人たちがここに来るきっかけとしてこの事業は一定程度活用させていただきたいと思っていますので、そういった方々との討論ですとか、議論をする場というのもその中では検討していけるかと思っておりますので、貴重なご意見として伺いたいと思いません。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） ほかの自治体でも大学生が来て地域の子供たちとワークショップを開催して何かつくり上げるということをされている自治体もありますので、ぜひこの予算を通じて子供たちにもいきいきとした大学生を見られる機会というか、そういうことを考えていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 富川企画課主幹。

○企画課主幹（富川英孝君） 本当にありがたいお言葉だと思います。この場を借りて3月26

日に東京大学生と楽しく学ぼうというような事業をさせていただいています。これは町内の小中学生を対象にということで、実際これの前段議論はいろいろしてきたのですが、2月の最終週に実は中富良野市にも違うアプローチで入っているのがありまして、私も実際行って見えました。そうしますと、本当に身近な科学について、科学の実験キットみたいなものそういったものに机の周りに子供たちが一度に集まってきて本当に目を輝かしている姿というのが非常に印象的でした。それ以外にも、例えば経済の仕組みを学ぶというような部分がありまして、みかんをいくらで仕入れて、いくらで売ったらどれだけ売れてどういう利益が出るのかというのを各チームで競争しながら、1回赤字になったので次はこうやってやってみようとか、そういう実践的な体験、そういった大学生という親しみやすさの切り口の中から、そういったこともおそらく事業としては検討できていくだろうと思っています。いろいろな部分の子供たちですとか、大人も含めてですけれども、いろいろなところに触れ合う機会として、この多文化共生人材育成事業は活用させていただきたいと思っていますので、どうぞご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続いて予算書 146 ページ、2 項徴税費、1 目賦課徴収費から、159 ページ、6 項 1 目監査委員費まで質疑があります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続いて 3 款民生費に入ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 4 8 分

---

再開 午後 1 時 5 1 分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き質疑を続行いたします。3 款民生費に入ります。予算書 160 ページ、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費から、167 ページ、2 目老人福祉費まで質疑があります方はどうぞ。

4 番、広地紀彰委員。

○4 番（広地紀彰君） 4 番、広地です。予算書 160 ページ、161 ページの 1 目社会福祉総務費の（1）地域福祉推進事業経費にかかわって、民生委員並びに児童委員の勧奨の方法と今の充当の状況をお尋ねしたいと思います。私の認識だとまだ若干の欠員を生じていて、ほかの民生委員がその地区を担ったりしている状況が見受けられたのですけれども、現在の状況のほうと、また今も民生委員や児童委員のほうでいろいろと協議会の中でも次の対象者だとか、積極的に勧奨のほうを進めていると思うのですが、現状の新しい民生委員、児童委員の勧奨の方法をどのような取り組みをされているかどうか伺います。

○委員長（小西秀延君） 竹内健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（竹内瑠美子君） 民生委員の現在の定員でございます。定員が57名で、3名が今兼務で行っております。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 民生委員の勸奨というお話です。実はことしの12月に改選期を迎える予定でございます。今後、その改選期に向けて各後任を探している状況なのですが、基本的に民生委員は自分たちの後任はご自身で探していただく状況がまず一つあるのですけれども、いない場合には私ども職員も含めて地域の中で探していくような状況になるかと思えます。前回もそうなのですが、すぐにこの54名というのもすぐに決まった状況ではないので、高齢化とかいろいろな状況で人がなかなか見つからず難しい状況ではありますが進めていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。協働な進化する共生のまちづくりを進めていくにあたって、ただ、この民生委員、児童委員の時代背景もあります。児童委員は逆にふえているのかと。望ましい1人当たりの委員に対する人口の考え方もあろうかと思えます。人口減少が進んでいるから、ある程度担っていけるという意欲的な委員さんもいらっしゃるのもある程度は承知をしているのですけれども、ただ、改選期を控えて今後ますます仕事やお孫さんたちの面倒を見なければいけないとか、いろいろな理由の中でどうしても今後も続けていくのが困難な方がいらっしゃいます。現状私が拝見している中ではやはり今答弁があったように担当課としても努力もされていますし、民生委員、児童委員がそれぞれ推薦をしていくと、あとは後任を探していると、そういった言うなれば自助努力的な部分で支えられている部分もありますので、ただ、誰彼でもいい問題ではないのですけれども。実際に今私が虎杖浜のほうで1人充当を成功したのは町内会の役員の方たちとの協働だったのです。本当に偶然だったのです。たまたまある区の総会が終わった後の懇親会の中で私の隣に座った方がいろいろお話をしていく中で、話の流れでたまたまですが民生委員が虎杖浜でも足りないで誰かいないかいというお話をしたら、実は私も親戚で民生委員やっていたことがあって社会を支える大事な仕事だと思うと、だからそういった部分興味があるのだという話を聞いて、すぐに町内会の役員の方が動いてくださいました。また既存の民生委員も同行していただきまして、ぜひなっていたきたいというような、そういう取り組みにつながった例がありました。ですからやはりチャンネルをどうやってふやしていくかという問題があると思えます。ただ、その中で一つ有効だったのは町内会役員との連携だったので、そういった部分を視野に入れながら、次の改選期をどうやって乗り越えていくかと。そういった充実させる観点からも協働を進化させていく必要があるかと考えますが、見解を伺いたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 民生委員をしていただいている方も、実は町内会の会長も兼任されている方も何人かいらっしゃる状況です。そういう中で逆にいうと、町内会のほうでな

かなか人材がないというのも一つは現状でございますので、そこら辺をどのように取り組んでいくかというのは課題かと思っております。12月改選期ですので、何とかいい人材を見つけたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして166ページ、3目身体障害者福祉費から、177ページ、福祉館費まで質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。169ページの20扶助費のところでは伺いたいと思います。ここの中に補装具費支給というのがあります。身体障害者（児）の補装具費支給というのがあるのですが、これは障がい者で生活していく上で必要な補装具は全額出るのかどうか、その1点伺いたいと思います。

それともう1点、どこで質問していいかわからなくて病院にも聞いたのですが、やはりここではないかと言われましたので、健常者の関係について伺いたいと思います。健常者で補装具を使いたいときには自己負担なのです。つくるときに払わなければならない。払った分は後で保険個人負担分が引かれて自分のところに立てかえた分は戻ってくるということになっております。これは高い人では手術の後に腰のコルセットが10万円ぐらいして、もし3割だと7万円は自分で立てかえなければならないというようになるのではないかという形なのです。それで今、年金者とか、それから貧困といわれて低所得者が多い中でこの個人負担が大変重いという相談を私も受けて、1回相談に行ったのですが、それは実施されていないということでお話したのですが、介護保険制度ではバリアフリーとか、それからリフォームしたり、バリアフリーをするために障がい者を認定されたら委任払い制度を、最初はなかったのですが、用いてくれた。それから医療費も高額医療といって自己負担だけでよくなって、手続きをするとその高額医療分は払わなくて済むような形になっておりますけれども、この補装具に関しては実施できないという何か理由があるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 障がい者の方の補装具の関係でございます。原則としましては1割負担となっております。ただ、例えば生活保護とか、低所得者の部分につきましてはゼロの場合もございます。

○委員長（小西秀延君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 私のほうからは医療の補装具の関係についての、こちら代理受領払いといいますか、委任の受領払いについての回答をさせていただきます。こちらにつきましては、吉田委員のおっしゃるとおり、基本的にはまずお支払いいただくと。まずお支払いいただいた中で申請書に領収書を添付して申請をする。それで最終的に保険者がその支給の可否を決定をして、療養に要した費用を事後に現金でご本人に支給させていただくという制度になっ



てございます。そこで一度立てかえ払いすることなく受領委任払いができないかということについては、実は国の判断がでございます。厚生労働省の判断においては、やはり受領委任払いを行うことは保険者での、先ほど申し上げましたが、支給の可否を決定しなければいけないということで、その判断に問題が生じてくるおそれがあるということで、取り扱いについては制度的には適当ではないという国の判断がまずございます。その中において、今国民混交保険でいきますと、広域化になっています。北海道のほうが保険者ということにもなりますので、道としてもやはり国の見解がでございますので、受領委任払いを今北海道のほうで、もしくは北海道も最終的には標準化といいますか、全道的に一律で保険の給付等もしたい、将来的にはそのように市町村の標準化をしたいと考えていますので、個別に例えば受領委任払いとかを導入することは今の時期としては適切ではないと考えております。そういった理由から受領委任払いは、白老町の国民健康保険においてもやっております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） すみません、もう一つ伺いするのを忘れていたのですけれども。人工透析の通院支援委託料のことで伺います。現在の人工透析者数と、それから現在何台の車で、何人の方が利用されているのか。それと通院されている方で自分の車を利用されている方と、病院の通院用を利用されている方もいらっしゃると思うのですが、その辺の振り分けの数がわからなければいいのですけれども、わかれば教えていただきたいと思います。

今、山本町民課長から答弁がありました。私もそういった理由があって、なかなかできないものだ。これは苫小牧市の市議会議員も何年もずっと質問していることらしいのですが、なかなかおらない。その理由としては、広域とか国がやらないとかではなくて、それをつくる業者の関係だといわれたのです。何カ所もあると、その業者の全部了解を得ないといけないということもあったり、そういう越えなければならぬ壁がたくさんあるというお話だったのです。ところが室蘭市は実施したのです。それはなぜかという、業者が1社だけだったというのです。ですから国がやるとかやらないとかではなくて、それももちろん国民健康保険の関係からいくと広域になりましたし、ただ、今広域になったのはことしからですから室蘭市が今後どうなるのか私もわかりませんが、今の時点では国民健康保険としても働きかけては行ってくださるということなのですが、現時点では町独自の、白老町は特にいろいろな病院行っていますので、その辺も踏まえて厳しいのだろうとは捉えているのですが、その点伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹内健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（竹内瑠美子君） 人工透析の患者人数でございます。3月1日現在で84名です。車は3台の車を委託しております。空き状況なのですが、苫小牧方面が7名、登別方面が4名です。あと透析の患者の方の交通手段なのですが、社会福祉協議会のバスを利用している方が24名、交通費で助成されている方が2名、病院の無料バスを利用されている方が18名、入院されている方が7名、その他が自家用車で通っていると思われま。

○委員長（小西秀延君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 補装具の関係でございます。国民健康保険の、平成 30 年度の数字で申し上げますと、今現在 30 年度では 76 件ほど補装具を国民健康保険のほうでつくられている方がいらっしゃいます。やはり先ほど吉田委員のほうからお話があったとおり、室蘭市は補装具をつくられる製作所というのは 1 カ所で、ほぼそちらのほうで皆さんつくられておりますが、やはり白老町としては地理的な部分からいいますと、札幌市、当然苫小牧市、室蘭市、その他の地域でも製作をされているという部分がございますので、やはりその辺の地理的な部分もありまして、先ほどの国、道の考え方というのがまず大前提でございますけれども、導入に例えば適当ではないといっても室蘭市は実際には 30 年度からやっていると聞いております。ただ、それについては白老町においても例えば国民健康保険について導入できるかとなりますと、そういった他の多くのまちにそういったつくられる方が行っているという現状を踏まえますと、なかなか導入は難しいのではないかと捉えております。

○委員長（小西秀延君） 5 番、吉田和子委員。

○5 番（吉田和子君） 最後ですので、先ほど人数を伺おうと思ったのですが、国民健康保険だけで 76 名いらっしゃるということは社会保険、共済保険等、建設国保とか全部入れてくるともっともっと倍以上の人数が白老町の方々でいろいろな装具を活用しなければならない状況になっていると思うのですが、私の立場で相談を受けましても、それは本当の一部だと思うのです。そうすると本当に困っているいろいろな思いをされている方がいらっしゃるのではないかとと思うのです。医療費の関係のそういう相談をできる体制というのはあるのかどうなのか。できなくても何らかの形で相談を受けて何か手法を教えてあげるとか、本人が安心して治療が受けられる体制というのをできないなりに。介護保険も最初委任払いはなかなか難しいといわれ、いろいろな業者がいますから。でもできたのです。それは介護保険制度の中でできたのですけれども。高額医療も前は絶対的に立てかえていました。それが全部そういう町から保険の高額医療をもらっていくときちんと本人の負担分だけで済むということで、かかった本人にとってはその月の生活にも全部響くわけですから大変助かります。そういったことを考えると、本人だけが悩んで、どこかにお金を借りてもまた返さなければならぬわけですから。そういう二重、三重の負担がくるわけです。そういったことも含めて何か相談体制とか、何かそういうものができればと思うのですが、その辺のお考えを伺っておきたいと思えます。

それから人工透析もやはり患者も、段々これから減っていくだろうという話は前に病院のときに話をしたときにあったのですけれども、84 名ということで、人口が減っているけれども人数はふえているということなのですが、これがどんどんふえていくということにはならないのかもしれないけれども。今バスを利用されている方が 24 名、これは最大限 24 名しか利用できないという意味なのか、それともまだ利用できるけれども、空いていますということなのか。今後、今の患者の状況を見て、個人で通っている方も高齢になってくると車の免許を返さなければならなくなるので、もしかしたら車をふやさなければならぬようになるかもしれないといったような、今の現状を踏まえて健康福祉課としてどのようにお考えになっているか伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 現状におきましてはまだ数名の空きがある状況です。将来的に人数がどうなるかというところがあるかと思うのですが、現段階で3台で何とかできるかというところで考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 補装具の関係で、相談体制といいますか、高額になった場合についての相談体制ということでございますが、基本的には領収書を申請書に添付いただいて、いわゆる全額払った中でそれを出していただいてというのが今の制度になります。それで、そこでの補装具をつくったところの製作したところに一度は全てお支払いいただくというのが原則になりますので、そこで病院でしたら医療費の部分でいえば、その病院の中に医療相談室などがあるかと思うのですが、なかなか補装具ですとそれぞれの補装具をつくっている製作所との話になりますので、この相談をどう受けるかというのは難しい部分があるかと思えます。いずれにしても先ほど室蘭市で受領委任払いをやっているというお話がありましたので、その状況等も勘案して、先ほど地理的な条件で多くのところにわたっていると、多くのまちでつくられている方がいらっしゃるという部分はございますけれども、実際にその中でもある程度、一定の割合で例えば室蘭市と苫小牧市だけでもその受領委任払いができないのかどうかとか、そういった部分の考え方といいますか、室蘭市の動向を見てほかのまちの動向なり分科会的なところで北海道のほうも協議をしているという部分がございまして、そういった動向も確認しながら受領委任払いが導入できないかというところは、難しい部分はございますけれども、その導入について検討していきたいと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

---

再開 午後 2時25分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。ほかに質疑をお持ちの方。

7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。171 ページの（5）地域生活支援事業経費、こちらページをまたぎまして、次のページの20 扶助費の日常生活用具等給付についてお伺いします。こちらの事業ですが、地域で障がいを抱えている方にとって在宅生活をしていく上でも大きな役割を果たしていく事業でもあります。この日常生活用具給付は用品を購入後の申請はできなく、購入前に手続きが必要になってくると思いますので、対象者への周知というのは何よりも重要になってくると思っておりますが、まず町としてはどのように周知をしているのかをお伺いします。

2点目に175 ページ、（1）総合保健福祉センター管理運営経費についてです。こちらの総合保健福祉センターの入口、玄関部分、以前隆起している箇所がありまして、三角コーンで覆

われていた箇所がありました。こちらの箇所は職員の方たちで修繕されて直されたと思いません。安全確保のために直されて大変評価しておりますが、しかし現在またこの入口の玄関部分において、別の箇所がブロックが大量に剥がれていまして、また三角コーンに広く覆われている状況も見受けられます。この入口部というのは多くの方が出入りしている箇所で、安全の確保は大事だと思っておりますので、こちらの修繕料において今回この玄関部の修繕は入っているかどうかを伺います。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 日常生活用具の周知の関係でございます。身体障害手帳、または療育手帳をお持ちの方が日常生活上、便宜を図るために用具を給付する制度でございます。例えばつえですとか、蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつの関係でございます。この周知につきましては、基本的に手帳交付時に説明でお知らせをしています。また障がい者サービスの利用者におきましても、サービスのときに説明をしている状況です。また障がい者団体にはもちろん制度の内容をぜひお伝えしていただきたいというのもお伝えしています。またもちろん医療機関におきましても、こういう障がいをお持ちの方が制度があることで市町村のほうにこういう制度があるので申請をするように伝えられているかと思っております。その中で30年10月に福祉ガイドブックというのを作成いたしまして、障がい者の方に制度内容がよくわかりやすいものを作成して、各施設に配布している状況でございます。

玄関についてはいきいき4・6の正面の向かって右側のところかと思えます。以前、森委員にもご指摘をいただいた中で、左側のほうは修繕が終わっている状況なのですが、右側のほうは今、修理中ということで冬をこえた部分があったものですから大きくタイルとかを剥がした状況でコーンを貼っている状況です。春になってきましたので、引き続き修繕を進めるようなことであります。予算におきましては臨時職員が対応しておりますので消耗品で対応している状況です。

○委員長（小西秀延君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。まず総合保健センターの入口の対応についてはわかりました。もうすぐ雪も溶けてくると思えますので早急な対応をお願いします。

それで周知の方法についてであります。周知状況についてはわかりました。私もまちが作成した福祉ガイドブックというのは拝見しましたが、こちらのほうは障がいに関連したサービスがまとめられていて読みやすい内容だとは思っております。この制度の周知においてインターネット等も活用される場合もあると思うのですが、インターネットなどの普及率もあり、なかなか全員が見られる環境は揃っていないという現状もありますので、本当にこのようなガイドブックによる周知は私は評価しております。そこでこの配布状況についてなのですが、このガイドブックの配布は対象の方に広くいきわたっているものなのか、配布状況について詳しくをお願いします。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 福祉ガイドブックの関係でございます。まずは周知ですが、

広報誌げんきのほうにできたことを周知させていただいております。あと、配布場所は役場と、いきいき4・6、コミュニティーセンター、そして各出張所に配布しております。あと、先ほど言いましたとおり、新規に手帳と窓口に来られた方にはこのガイドブックをお渡ししている状況です。先日、メディアのほうで新聞社2紙が取り上げていただきましたので、反響としましてハローワークのほうから、ぜひハローワークに置きたいということがございまして置かせていただいている状況です。今後も内容は毎年基本的に新しい事項に更新していきながら対応していく考えでおります。

○委員長（小西秀延君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。配布の場所などはわかりました。窓口に行かなくても広く配布していく必要があると思うのですが、例えば子育てガイドブック等も町のほうで2年か3年くらい前にできたと思います。本当に私はこのガイドブックというのは周知に対する評価はしているからこそ思うのですが、この障がい福祉だけではなくて、高齢者福祉というのもサービスの変更なども改正などがあり複雑になっている状況もあります。そして地域包括支援センターでぬくもりという高齢者のガイドブックも作成されていると思うのですが、作成時期を見るともう大分古くなっていると感じるところもありますので、この高齢者介護においてもこのガイドブックの更新等も必要になってくると思うので町の見解を伺います。

○委員長（小西秀延君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 高齢者向けのガイドブックぬくもりでございますが、確かに以前このぬくもりというものを配布していたところでございますが、今はシルバー世代のための暮らしの便利帳といったものを配布させていただいております。より高齢者の方々の日々の暮らしの実態に即した情報を掲載しております、こういったものを役立てていただいているというところでございます。また、ぬくもりのほうに制度的なものはあまり載ってはいないのですけれども、制度的なことについては市販のパンフレット等もありますので、そちらを活用させていただいて、高齢者向けの福祉の周知といったものをしていただいております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして予算書178ページから、183ページまでの、8目アイヌ施策推進費について、質疑があります方はどうぞ。

4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。183ページ、（6）民族共生象徴空間整備促進・活性化事業の象徴空間普及啓発業務委託料にかかわって1点質問いたします。こちら100日前のカウントダウンの事業等に取り組まれると伺っておりますが、今の段階として町が考えているこの事業効果、もしくは内容的な部分、承知している範囲で結構です。どのようなもくろみをもってこの事業を展開されていくお考えなのか伺います。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問のありました、100 日前イベントの効果や内容などのお話でございます。実は内容につきましてはまだはっきりは決まっておりませんが、500 日前のイベントのようにいろいろゲストの方を呼んで盛り上がるようなイベントにしたいとは思っております。またアイヌの文化にも触れられるような機会をつくるようなものにして、より民族共生象徴空間やアイヌ文化に興味を持っていただく機会をつくるということで考えております。ただ、もう 100 日前と迫っておりますので、その前にイランカラブテ音楽祭なども開催しますので、1 年間集中して地元の機運醸成などに取り組んでいきたいと思っております。この 100 日前でやったから終了ではなくて、その後も開設までにできる限り地元の機運醸成ということを図っていきたくて考えております。

○委員長（小西秀延君） 4 番、広地紀彰委員。

○4 番（広地紀彰君） 4 番、広地です。ただいまの答弁にもありましたように機運を醸成していくと、象徴空間開設の大義をどうやって成就させていくかと。それに関連して町としての盛り上がりがどうしても必要不可欠である部分も鑑みながらの事業を展開されるのかと理解しているのですけれども、その機運をどうやって高めていくかという考え方だと思うのです。イベント自体は私は否定はしません。それですごいと、今までになかったものが見えてくると。参加された方もやはり今回の 500 日前のイベントのときにも、イベントに参加した方で象徴空間を感じることができたのではないかと評価しているのですけれども。やはり今何が必要なのかと考えたのです。おそらく自らとのかかわりがこれから必要になってくると考えるのです。自らの地域とのかかわり、一例を挙げると、太宰府市の都市計画の中で、あちらは九州国立博物館が開設されるにあたって、市の全ての地域の地域展開を想像していたのです。率直に言って直接のかかわりが薄い住宅地みたいなそういった地域も当然太宰府市にはございました。でもそのそれぞれの地域がこの九州国立博物館が開設されるにあたってどのように進化していくか。それを例えばですけれども、玄関口としてのまち並みの整備だとか、直接かかわらない事業についてもいろいろ細かく、それぞれの地域のマスタープラン展開、実際に絵にもしながら地域とのかかわりを市民の前にも明らかにしていました。こういったような、自分の地域とのかかわりだとか、もう一つ大きいのはやはり自らとのかかわりだと思うのです。この間、再三にわたって同僚委員からもふれられていました議員会主催の研修会の中でアイヌ民族文化財団の今井氏のお話をいただいて、その中で講師のお話の内容が大変優れていた部分もあるのかもしれませんが、具体的な財政をもとにして今後この白老町に何が起きるのかをものすごくわかりやすく、それで議員の控え室に戻ったときにある議員がこうつぶやいていました。これを町民の人に聞かせたかったと。イベントも大事だと思います。ただ、自らとのかかわり、私たちの生活とのかかわりがより密接に考えられるようにきちんと学習して、啓発していくためにはそういった学習活動も必要だと思うのです。実際にこれがそれぞれの立ち位置の方たちが、特に意欲的な方たちがそういった機運醸成することによって今後のボランティアの育成、町としてやはりこれからソフト面でもきちんとあそこを担っていく部分はふえてくると思いません。そういったことの醸成をするためにも、そういった学習活動もしっかりと展開して、より

地域に根づいた、白老町に根づいた形の象徴空間展開となるような企画をしていくべきだと考えますがいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 今の地域自らとのかかわり、それと人材ボランティアなどかかわっていく方の育成という部分なのですが、確かに地域によってかなりこの象徴空間ができることで期待している地域と、少し離れた地域だと感覚が薄いということも聞いております。あと自らかかわっていけるのかどうかというようなお話も聞くことがございまして、地域とのかかわりの部分でございしますが、これからも我々の課としてできることについてはどうしても普及啓発だとか、そういう部分になってしまうのですけれども、これから各学校にもいろいろな啓発資材を送ったり、これから予定ではありますが、検討している中では各駅に何か情報発信できるようなものがないとか、そういうことで考えていたりもします。あと、自らかかわっていく部分につきましては、実際財団や国のほうからもボランティアといいますか、有償か無償かはまた別として象徴空間のほうに自ら町民の人にかかわってもらうような機会をつくっていきたいようなことも聞いておりますので、そのような情報が入りましたら広く展開していくようにしていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 本当に、もう400日を残すのみとなったこのまちで何が今できるのかということを実際に考えていかなければならない時期だと感じています。そういった町民の皆さんにもより親しみを持ってという趣旨は大事だと思うのです。子供にもかかわるそのイベント企画の中で、子供たちも巻き込んでいくという視点も大変大事だと思うのです。先般、子供が学校からシールをもらったとすごく喜んできたのです。見たらウポポイと、それぞれの象徴空間と国立博物館のシンボルのシールをもらって子供たちはこういうのができるのだと大変喜んでいたのです。子供たちにとっては、わかっている子はわかっているのでしょうけれども、ただ、これからの未来を担っていく子供たちがあの施設を自分のまちの誇りの一つに捉えられるような仕掛けは大変重要だと思うのです。あまり詳しく話をすると違う課のほうの話しになってしまうので割愛しますが、ただ、イベントを企画する際にどうしても夜間なので大人中心の参加者、500日前のときはそうでした。ただ、その中に子連れで来ている方たちも見られました。やはりこれからの時代を担っていく子供たちが誇りに思える、そういったためにはそういう企画を通して、子供たちにもこのまちの誇りの一つになれるような、そういった仕掛けづくりが必要になってくると考えますが、最後にそれを伺います。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 子供たちがかかわっていくようなものについてでございます。実を申し上げますと、イランカラプテ音楽祭のほうでは、企画段階ではございますが、一応小学校6年生、中学校は吹奏楽部、白老東高校の地域学でアイヌを学んでいる皆さん、北海道栄高校の吹奏楽部の皆さんにも参加していただいて、日ごろから踊りであるとか、アイヌ語だとかも勉強していたり、あと吹奏楽部につきましては全国的なレベルということもございま

して、音楽祭のときはそういう地元の子供たちの発表の場というような意味合いも含めて開催しようとは考えているところでございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。183ページ、（7）象徴空間周辺整備事業の中で伺っておきたいと思います。今、まちとJR北海道が、また北海道も含めて、駅の周辺整備等々にかかわっていますけれども、私1点だけ伺いたいのが、今駅が新しくなっています。この中で改札口の関係でJR北海道への要望、また北海道をとおしての取り組み等々について。私たちがあらゆる議会での視察等々をいろいろな公共交通機関を使って行ったときに、やはり使うのが現金ではなくて、Suicaだとか、電子マネー等との電子マネー的なカード決済、そういったことが改札口のところで使用頻度が多いのです。そういったことを考えると、今すぐにはこの問題というのは難しいかもしれませんが、これから登別の駅も新しくなるという話も聞いていますが、そういった中で一緒に改札口に対しての要望事項としてJR北海道のほうと協議を進めるべきではないかと思うのです。31年度予算のことについては、あくまで要望事項としか私のほうでは聞くことはできないのですけれども、そういった中での要望に対しての考え方を伺います。

○委員長（小西秀延君） 笠巻象徴空間整備統括監。

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） 改札の関係で電子マネーKitakaですとか、Suicaの導入の件についてのお尋ねでございます。まずは今、計画しているJR北海道と協議をさせていただいている中で、やはりそういったお客様の利便性向上といった部分で、自由通路直結型の臨時的改札口の設置について協議をさせていただいているところでございます。今、氏家委員ご指摘の内容については私たちも十分承知はしているところではございますが、前段といたしますか、JR北海道にいろいろお話をさせていただく中で、白老駅にもこういったウポポイができますから、ぜひそういった設備についても導入できませんかというお話をしたところ、現状は苫小牧市までSuica、Kitaka対応の改札がついているのですが、その先室蘭方面にはないということで、少なくともこの白老まで延ばすには数億円程度の基盤整備が必要だというようなことを言われました。その際、白老町でそれを負担いただけるのであれば検討するけれどもというお話だったのですけれども、まずそういった部分については地域の声などがあるということで、地元自治体としてはJR北海道にはぜひそういった電子マネー対応の改札について設置いただけないかということについて、これから要望のほうをしていくことについては大変重要だと考えています。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。私も苫小牧市まできていて、苫小牧市からこちら、登別市を含めて、まだまだそこまで進んでいないというのはわかって今質問しています。地元の要望です。でも地元の人たちが使う頻度よりも、多分地方から来られる方々の利用頻度のほうが数倍多くなるのではないかと考える観点から、地元もそういったものができるとう利便性が



高まるでしょうけれども、やはり地方から来るそういった誘客の面でも随分有利に働く一面だと思いますので、白老だけではなく、白老町、登別市含めて、こちらのほうへそういった自動改札口が導入できるような要望事項、これからも進めていただければと思う観点から質問させていただきました。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

14 番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 2 点ほどお尋ねさせていただきたいと思います。181 ページの（4）イオル再生事業の 13 委託料のところですか。今年度の委託内容について。

それと 2020 年を迎えると、もうこのイオル再生事業そのものは今年度で終了なのかどうか、この 2 点お尋ねしたいと思います。

それと 183 ページの（7）象徴空間周辺整備事業、今同僚委員からも質問がありましたけれども、この 3 点出ていますね。JR 白老駅公衆トイレ等増改築工事だとか、JR 白老駅前広場拡張整備工事、バス駐車場整備工事、これの工期についてお尋ねしたいと思います。例えば土地の関係で移動する方もいたりとか、営業されている方が違うところで営業されるとか、そういう部分もあると思います。その辺の話も進んでいるのかどうかも含めて、話せる範囲で構わないのですけれども。なぜそういうお話を伺うかという、実は国のほうの今ポロトの中でやっている事業がありますね。実は今、震災の災害復旧工事だとか、たくさんいろいろな仕事が出ているものですから、建設会社、ゼネコンもなかなか人手不足だとか、そのような理由でこの土木工事 3 本出たのですけれども、いざないの回廊の工事と、公園歓迎広場の工事については落札したのですけれども、公園施設整備工事というのが 1 本出たのですが実際応札ゼロだったのです。これはいろいろな先ほどお話したように、それぞれ建設会社も仕事が今たくさん出ているものですから人手も足りないですとか、あるいは管理しているところが室蘭開発建設部ではなくて、札幌市の滝野の開発建設部ですから、そこに権利というか、そういったものを持っているところではないと入札できないというものだとかいろいろあるのですけれども。そういったことで国の工事でもこういうことが起きていますので、私なぜ聞いたかということ、この辺の白老町の町で発注する工事について工期がきちんと間に合うのかということも含めてお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） お尋ねのありましたイオル事業の関係でお答えしたいと思います。まず来年度の事業内容でございますが、基本的に来年度はイオル事業は今までと同じようにアイヌ文化財団が 10 分の 10、お金を補助していただけるというものになっておりまして、内容的には今まで変わらず、海のイオル、山のイオル、川のイオル事業です。あと町職員への研修、ミニ体験事業、出前講座等々、例年と同じような内容で例年ベースで実施すると聞いております。参加者の的には、白老東高校の地域学でアイヌを学んでいる生徒たちも 25 名とかなり人数もふえまして、その方たちも参加できるものは参加するということになっていきますので、展開の幅は広がっていくかと考えております。あと中核施設との関係なのですが、

今後 32 年度以降になりますけれども、その部分につきましては、実はまだ国と事務レベルで協議はしているのですが結果は見えておりません。ただ、新型交付金の 10 分の 8 になる可能性もあるとの噂もありますし、逆に中核施設に来た人たちにイオル事業に参加してもらうとか、そういう方法もないかだとかというようなことを今、ちょうどお話し合いをしているところでございまして、ちょっとまだ先は見えていない状況にあります。

○委員長（小西秀延君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 周辺整備の工事 3 本事業に伴います工期の予定の関係でございまして。3 事業のうち、トイレと駅前広場の整備といたしますが、自由通路の整備、それから北海道で実施いたします駅前広場の整備、そういった隣接する現場等々の兼ね合いの中で、現在予定をしておりますのがトイレ工事の増改築につきましては、10 月をめぐり計画を進めているところでございまして。2 段目の駅前広場につきましては、本体の駅前広場の北海道の工事との兼ね合いがございまして、町が実施するのは駐輪場のほうの整備になります。その部分については、本体部分の駅前広場の整備との連動性がございまして、その辺は今後の北海道の発注の時期等々を協議を進めながら、何とか年内の処理を進めていきたいという計画でございまして。それとバス駐車場整備につきましては、現在の第 1、第 2 駐車場整備予定地につきまして、国の公共工事の現場事務所及び資材ヤードとしてお貸しをしております。これも継続的に現在の予定としましては、9 月をめぐりまでにまだお借りをしたいというお話いただいているものですから、7 月ぐらいの発注でできる範囲から進めていながら何とか年内には駐車場整備を完成をさせたいという計画であります。

○委員長（小西秀延君） 14 番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 大体わかりました。確認だけさせていただきます。このまずイオル再生事業に関しては、先ほど私今年度と言ったのですけれども、私の言い間違いでした。新年度です。来年度で終了かどうかということで、先ほどお話をいただいたのですけれども、補助率が 10 分の 8 ぐらいになるかもしれないけれども、やるかもしれないし、もしかしたら北海道だとか国との兼ね合いでなくなるかもしれないという捉え方でよろしいのでしょうか。

それと先ほど周辺整備事業の件で、7 月発注で年内というようなことですかとお話がありましたけれども、この JR 白老駅公衆トイレ増改築工事 10 月をめぐりというお話でしたけれども、これは発注は何月で、いわゆる工期を聞いているものですから、発注と最終のいつなのかというのを答えいただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） トイレのほうの整備工事につきましては、発注予定を 10 月と考えております。それで工期末につきましては、翌年 3 月いっぱいまで今のところかかる見込みで計画をしております。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） イオル再生事業の今後につきましては、申し上げたとおり、国との協議中で、補助率が下がりながらも継続となるのか、もしくはそのまま継続でき

るのか、もしくはもう吸収されてしまうのかというところでちょっとはつきり見えておりません。ただ、地元のイオル事業を委託しているアイヌモシリという団体はこのまま続けたいという話もありますので、それは十分に意見を聞きながら伝えていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。179ページの（2）生活館管理運営経費の関係です。

31年からアイヌ政策推進交付金の予算化がされておりますね。これはこの後に、これは修理費ほんの少ししかないのだけれども、ずっと議論されている中身なものですから、31年度10億円がつくとしたら、それはこれから申請をして、そして31年度予算の中でやれる可能性というのはあるのかどうかその点が一つです。

もう一つは、ずっと代表質問から議論されている、財団の方々がこちらに来られるということで、ずっと一連の議論がございました。260人というお話もございました。それに対してこれはやはり白老町のまちの発展や、それから税の問題から、それから購買力の問題、そういう全ての点でいくと、これはやはり私は白老にとっては極めて大きな経済的な中身になると押さえているのです。白老町内、もちろん町外に住む人もいればいろいろな人がいるのだけれども、どれだけ白老町に住んでいただくかということなのです。そうすると1年であろうと、半年であろうと、専門にこのことをきちんとやれると。要求は今出ているのは住宅と子育ての関係だけなのですけれども、当然それ以外の要求もあると思います。そういうことを一連できちんとやれるような仕組み、専門職という意味でいえば、何かそういう新たに参事職みたいなのもみえましたがけれども、そういうことを専門にやって白老のまちに住んでいただく。人口減少対策の最大の効果です。これはもう全国的に見ても、全道的に見ても、極めて稀なケースだと思うのです。ということは、人を相当割いてもこの要望に応えられるような中身、例えば先ほどもありました。緑ヶ丘の職員住宅を更地にして、もしかしたらアパートがいいのかと。それは何を意味しているかよくわからないですけれども、しかしそういうことも含めてすぐやれるものはやるというような。土地もあるからアパート経営の人、町外から来るのかどうかかわからないけれども、この問題についていえば白老に住んでもらうための最大の努力をやはり、町が人を1年なら1年2年なら2年配置しても私はやるべきではないかと思うのです。そういう決断が政策の決断であり、まちの財政を健全化していく大きな要因になる。人口減少の歯どめに対しても大きな要因になると思うのだけれども、そこら辺の考え方について伺います。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） まずご質問のありました生活館の修繕の関係のほうでお答えします。生活館の修繕につきましては、今まで竹浦と北吉原と続けて大規模修繕をしてまいりました。来年度についても、それは厚生労働省のほうの予算なのですが、それは実は来年度もありまして、北海道のほうにはやりたいということで次のところも手を挙げたのですが、北海道のほうから次は違う地域を修繕するというので、それで今回はないです。ただ、新しい交付金事業の中でもそういう大規模修繕ができるようなメニューがありますので、それは私

の単独では判断できませんので、これからできるのかできないのか、財政的にできないのかどうなのかとか、その辺は相談しながら進めていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 2点目の住宅政策含めた、260人という一つの大企業、まちにとっての大変大きな企業を誘致するのと匹敵するぐらいの雇用環境になってくると捉えています。そういう視点からも、もう既に企画課中心に關係課、アイヌ総合政策課もそうですし、経済振興課もそうです。インフラとなれば建設課もそうです。そういった部分、子育ての部分も含めて、このことをどうやって展開するかという会議体は設けています。今、ご指摘あるとおり、私どもも最大限の努力ということは当然のこと、今回課設置条例等があって、そういう専門の課を立ち上げはしていませんが、連携するものをきちんと作り上げて、そこで情報を的確に押さえて、どうすることによって白老に住んでいただけるかと、目標はそこですから。それに対してまちが支援できることによって成り立つこともあろうかと思えます。今回当初にはその予算を持っていませんけれども、そういうことを關係団体、これは国、あるいはアイヌ民族文化財団とも協議をしながら、必要な部分はやはりきちんと議会のほうにご提案を申し上げて展開しないと、いざオープンして違う地方に住まわれてしまうと、せっかくのこれだけの経済効果というのは当然見えてきますから、そういう部分を白老にきちんと経済の活性化になるような、そういう部分はしっかり努めていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基本的にはわかりました。ということは、10億円の交付金の部分でいえば、これから今いろいろ直してほしいとかと要求が出ていますね。そういうものはこれからのうちのまちとしては補正で間に合うと、やれるということでもいいのですか。国の予算がとおって、町が關係課と合意すれば、それはやれるという、もちろんお金かかるのだけれども、やれるという考え方でいいですか。当初予算になくてもやれるという考え方でいいかどうかということが1点です。2点目なのだけど、岩城副町長の答弁でわかりました。私はやはり専門に1人でも2人でも、無理でもこの問題では人を置いて専門的にやると。私はここが大切だと思うのです。そうでないとやはり議会にも見えないし、町民にも見えないし、事業する人が見えないと。ここをきちんと窓口をつくって、いつでも人がいて対応できるように、そういうことがもちろん相手の情報も得ることもそうだし、こちら側のものもいるのだから。私はやはりそこはどうしてもやるべきではないかと思うのです。決意の表れなのだからと思えます。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず1点目、新型交付金のことです。これはまだ今月中、国会等で新年度から動き出してくると思います。多分そこで要項等が見えてくると思います。申請時期は、今聞き及んでいるのは6月、7月ごろではないかと。それにのって、町もいろいろな今悩みごとがありますから、そういった分が活用できるのはどんどん入れ込んで申請すると。そうすると国のほうが9月、10月くらいに内定がくると、その時点で補正予算になろうかと。大ま

かなスケジュールはそのような感じで展開していきたいと思っています。

それから2点目の専門的にやる職員をつけてという部分で、この辺アイヌ総合政策課と企画課と増員を今回図る考えであります。4月1日からの発令になります。今お話あったことも含めて、さまざまな展開で人員を確保しないとなかなか片手間な作業には追いつかないかという捉え方をしていますので、そういう体制のもとでこのことは何とか実行できると思いますか、現実に白老に住んでもらえたということが結果伴うように努力していきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 前田です。179ページの（2）生活館管理運営経費、これは私も質問しようと思ったのですが、今の答弁を聞いていると、単発みたいな言い方だけでも、これは新法の適用になると思うのです。違う別な補助金をいつているのか。もし新法でいって、地域振興でいろいろな交付金等々あるといっていますね。そうするとこれには町としての戦略振興策をつくって、それによって採択されて新法による地域振興のまちの地域として指定されていいということになるのだけでも。今回僚委員の質問は生活館だけの補助金の話をしているのは、新法上でいけばもっと枠が広がっているいろいろなことができるのです。そうすると私はやはり白老生活館も老朽化してますから順番に入れて、当然計画書できたときには議会にも提示あると思うけれども。そういう大枠の中でいい補助金、交付金を使ってグランドデザインをつくって、そしてこうだということになるのかと思って私の質問です。今同僚委員の質問は質問でいいのですけれども。それは単発なのは別な補助金を使ってという言い方で補正でも扱えるという言い方なのか。その辺区分をしてほしいのです。私はやはり新法ができれば、多分国からすぐくると思うのです。その用意はしておかなければいけないと思うのだけれども、その辺のまず見解をお聞きします。

このイランカラプテの音楽祭負担金です。白老が大いにやってもらえるのはいいのだけれども、これは負担金になっているのだけれども、主催者は町なのか、どこかにやらせるから負担金になっているのか。そしてこれは先ほど同僚委員でも全部できていないのだけれども、プログラムはどう組み立てているのか。多分、失礼だけれども予算あがるというときはある程度そういうものができて理事者を説得した中で予算がついていると思うのです。ですから主体催者が白老町なら白老町でいいのだけれども、誰にどういう音楽プロダクションでいくのか。これは負担金になっているから。それでプログラムの内容、そういう部分はもうなっているのかということ。

それと次の補助金、去年もついているかどうかわかりませんが、まずアイヌ文化普及啓発事業、これは前のページの179ページにも同じ名目でアイヌ文化普及啓発事業で40万円ついているのです。分かれていますので、これはどういうことなのか。それとアイヌ関連団体活動促進補助金も合わせて伺いますけれども、補助を出すところの固有名詞はわかっているのか。そしてこの総体の事業費はわかりませんが、うちが補助金100万円出しますから、その事業内容どういう部分を補助するのか。事業の内容がもうなっていて、それに対する補助金の対象

事業はどうなのか。よくわかりませんが、もし何かやるのなら、そういう補助を出すことによって対象人員がどれぐらいになるのか。これを出すことによって事業効果はどのようなことを狙っているのかということをお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず、1点目のご質問であります。前田委員のおっしゃるとおり、何かのスポットだけ当てますという考えではなくて、当然町としてこれは計画をつくらなければだめなのです。アイヌの方々がどうかかわった内容にしていくか。それをつくり込んだ上で申請をして、それを交付決定がくると事業化という流れです。その一例に生活館も当然活用できるでしょうというご質問があったので、そういう活用は一つありますと、こういうことでご答弁申し上げました。これからもう準備に入っていますけれども、それぞれのつくり込みをこれからしっかり組んで、議会にまたご説明しないと行かないという捉えを持っていますので、そういう部分で展開をしていきたいという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問のあった音楽祭、あと補助事業の関係です。まずイランカラプテ音楽祭につきましては、実行委員会形式で開催する予定でございまして、それで負担金ということで組んでおります。実行委員会のメンバーとしましては、役場のほかに、アイヌ協会、白老観光協会、白老商工会、それと教育委員会にも入ってもらいまして、あとHTBにも入っていただいております。開催日は6月22日を予定しております、13時半開演の予定でございます。あと出演者につきましては、イランカラプテキャンペーンのイメージソングをつくられた新井満さんと、阿寒のアイヌの方である秋辺ボデさん、あと今まで南富良野や阿寒のほうでも開催しているのですが、そのときに出演していただいているトワ・エ・モアさん、李広宏さんという中国の歌手の方です。あとはアイヌ民族文化財団、白老民族芸能保存会、先ほどちょっと申し上げましたけれども白老町内の小中学校、高校の皆様にも出ていただくと考えております。中身といたしましては、オープニングで白老の歴史などを映像や音なので表現したり、あとその間に保存会や小学生などの踊りを交えるというような内容も考えてございまして、当然出演者の歌であるとかそういうものと、北海道栄高校と白老中学校、白翔中学校による吹奏楽部の演奏などもやっていただけるということで、やっていただけるかどうかはこれからですが、そういう予定をお願いをして歩いているというところでございます。あとHTBとのかかわりなのですが、それはイメージソングができたときにアイヌ民族博物館のチセのほうで、イメージソングのキャンペーンのPRDVDをつくったのですが、そのときにHTBが全面的に協力していただいたりして、そういうようなご縁もありまして今回もテレビでこの音楽祭のCMを無償で流していただけたら、あとテレビ番組の1コーナーで、この音楽祭そのものはなかなか難しいのですけれども、学校にスポットをあてるか、アイヌの人にスポットをあてるかわからないですけれども、そういうコーナーで白老の取り組みを紹介していただけたらというような内容になってございます。音楽祭の関係は以上です。あとアイヌ施策推進事務経費のアイヌ文化普及啓発事業の40万円なのですが、これは従来から補助金で出して

おりました、これは白老アイヌ協会に対する文化普及啓発事業などに使っていただく補助金として出していたものです。多くはチェップ祭などに使われていると認識しております。

次の183ページのほうの100万円、アイヌ文化普及啓発事業ということでございますけれども、これは昨年度300万円計上しておりましたが、あまり手を挙げていただくところが、アイヌ関連団体を対象にして組織体制の強化であるとか、今までの文化を保存伝承しながら新しい商品も考えながら、それと地域のブランド化とか、いろいろそういうのも団体として稼ぐ力をつけて自立したいという声も聞こえていましたので、そのためにつけたのですが、今回は実績見合いで100万円ということにしております。アイヌ関連団体活動促進補助金なのですが、この100万円は日胆地域戦略会議のほうに補助金として出しております、函館市で開催しますグルメサーカスなどにおいて、アイヌ文化ウポポイなどのPRなどをしていただいているものでございます。それでアイヌ文化に興味を持っていただくきっかけづくりを白老以外の地域でやってもらうということで要求しているものでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 生活館のアイヌ新法のほうはこれからやるということはわかりました。それで、このイランカラプテ音楽祭の負担金の内容はわかりました。ただ、ぜひ今の内容を聞いたら結構よそでやっている平準化されたようなプログラムなのです。やはり平取町だとか、阿寒町のほうは独自のアイヌ文化の活動をしていますので、せっかくですから皆さんと十分にいい知恵を出して白老らしいアイヌ文化をどう発信するかというものを、ぜひプログラムに入れてほしいと思います。ただ、過去にやったプログラムをなぞるのではなくて、これは白老町の象徴空間になってアイヌ文化の伝承と全国的に注目を浴びていますから、そこにも白老らしいプログラムを入れてほしいと思いますけれども、その辺の考え方について。それとアイヌ文化普及啓発事業の内容を聞いたら、ほかのアイヌ文化を核とした交流人口、受け入れ体制事業の中でもダブっている部分がありますけれども、これはこれから公募をするということですか。もう先行き決まっているのではなくて、ではどういう形ではっきりその目的、趣旨決まっているのですか。何をもって募集するかそこだけ教えてください。

○委員長（小西秀延君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） まず音楽祭のほうなのですが、確かに白老らしさというのは、地域も3回目になっていますので白老らしさというのは助言していただいている新井満さんからも言われていますので、そこは十分に考えてやりたいと。そのためにもHTBの技術であるとか、知恵をお借りしながら開催したいと考えているところでございます。

それと普及啓発事業のほうです。こちらのほうは、アイヌ関連団体を対象にして、公募していますので現段階ではどこにいくらか、そういうことを決めておりません。ただ、中身としてはやはり我々の仕事は基本的には文化の保存伝承、人材育成というところでございますので、まずはそこをベースにした活動、取り組みで、さらにこれから象徴空間できるので商品とかできればいいとか、それで収入を得て少しでもよりよいもの、より大きなものをつくりたいというようなこともありますので、そういうような文化の保存伝承と人材育成を合わせて、

かつ団体が自立していけるような、そういうような取り組みに支援していくというようなものでございます。

○委員長（小西秀延君） ここで確認をいたします。ここでの質疑をまだお持ちの方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

---

再開 午後 3時35分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き質疑を続行いたします。予算書184ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から、195ページ、4目児童福祉施設費まで質疑のあります方はどうぞ。

1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。189ページの（8）子育て世代包括支援センター開設準備事業で、いきいき4・6の乳児室を個別相談などに対応するお部屋に使用するという説明を受けたと思うのですが、同時にすくすく3・9の工事中の移転先も乳児室というようにお伺いしたと思うのですが、秋くらいに4カ月程度使用するというお話を伺ったのですが、パーテーションなどによる仕切りのみで相談内容の漏れとかないかどうか、どのように活用するのかお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 包括支援センターのことで7月に開設の予定でそれに向けて準備をしていきます。いきいき4・6の乳児室を相談室として活用するということで予定しておりまして、パーテーション等をその乳児室に立てて相談スペースとする予定です。乳児室の大体4分の1ぐらいのスペースがその広さになります。すくすく3・9の工事なのですが、工事期間中は施設が使えないということで、こちらも乳児室の利用を考えておりまして、ちょうど時期的に重なるのです。そのときはその乳児室のパーテーションで区切られていない部分でお子さんたちを遊ばせたりというのを考えています。もし個別の相談があったときは、パーテーション1枚ですとやはり相談内容も聞こえてしまいますので、そのときはほかの研修室を活用するかというようなことで対応してまいりたいとは考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。やはり同じ部屋で子供もいますし、ほかの方もいらっしゃるのでも相談者の方が相談しやすい体制づくりというのをお願いしたいと思います。今、別の相談室、研修室をご使用されるということをお伺いしたのでいいです。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

5番、吉田和子委員。



○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。191 ページの民生費の（1）ひとり親家庭等医療費給付費、医療費ではないのですけれども、ひとり親家庭の対応のあり方について。今、子育て包括支援センターもできますので、何とかそこに設置できないかという思いで質問させていただきます。今、白老町の子供貧困の状況は調査をしているところで、集計中ということで一般質問のときも申し上げました。それで子育ての貧困の状況は国全体で少しいい方向に向かっていると。ただし、ひとり親家庭が大変厳しいという現状があるというお話がありました。離婚したときに子供さん小さくても段々大きくなってお金がかかるようになるのは当然ですし、働いている収入というのはそんなに変わるものではありませんから、生活が苦しくなるというのは当然のことだと思うのです。その中でこういう調査の実態があるのです。離婚をしたときに大抵子供さんを引き取るのはお母さんです。それでそのときに養育費を受け取るという約束をするのです。それで履行されているのが、現在母子世帯というのは2016年の調査で123万2,000世帯あるのだそうです。これは約束をしなくて離婚する人もいると思うのです。DVだとかいろいろいろなことがあって、そういうことも何もできなくて離婚する人もいると思うのですけれども。その中でそういった約束をして支払われないのが厚生労働省の調査で、母子家庭で養育費の受け取りの受け取り率というのは24.3%だということです。それで法の定め、強制執行手続きとか、裁判の費用を貸し出すという制度があるのだそうです。これを相談するところが養育費の相談の支援センターというのが30年度にできているというのですが、これは北海道なのか、胆振振興局なのか、その辺を教えてくださいと思います。

○委員長（小西秀延君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 今のご質問なのですが、養育費の関係の相談、もらえないですとか、そういった裁判の関係の窓口になっているところについて、私どもひとり親の医療費助成、それから児童扶養手当の対応のほうをさせていただいておりますが、今その相談が北海道の胆振振興局に窓口があるのか、それともまた別の組織があるのかどうかちょっと調べて後ほどご答弁させていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 最初に子育て包括支援センターができるからといった質問なので、少し戸惑ったと思います。それで、もしかしたら地元にはないのです。そうするとひとり親で子供を抱えて働いているお母さんが地方に相談に行くことはなかなかできないことなのです。それで今、国の補助事業として、この子育て包括支援センターで私はいいと思うのですけれども、相談する体制をやると。社会福祉士等を置いて、専門的な相談をして、その相談者から受けた方はその履行確保への支援をしていくという、それに対して補助制度があるということなのです。そうすると妊娠から、出産、子育ての支援をする包括支援センター、それから先ほどちょっと伺いましたら社会福祉士は白老町でいきいき4・6に5、6人いらっしゃるというお話なのです。そうすると子育て包括支援センターができたときに、そこへ相談に行くと誰かいると思うのです。相談にのってどういうふうにやっていくかということが私はできるのではないと思うのですが、相談もできなくて、私も前に約束したのだけれども払ってもらえ

ないということでもたまたま知っている会社だったものですから、ちょっとでしゃばりだったの  
ですけれども、会社の社長にお話しをしまして給料から差し引くようになりまして、その男性  
の方からは私の顔をみたらそっぽをむかれます。そういうこともありました。だから素人がや  
るといのはなかなか大変なことだと私も感じておりましたので、やはりこういった手続きを  
きちんと経て、ひとり親のお母さんが安心して子供を育てることができるような相談体制を自  
治体としても持つということが今後必要だと思うのですが、その辺のお考えを伺います。

○委員長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） ただいまのご質問でございますが、包括支援セ  
ンターにつきましては、社会福祉士の配置というのは特に考えてはいないのですけれども、  
子育ての総合的な相談窓口ということで、相談を受けたときに担当課にそのことを伝えたりと  
かというような、そういう調整役という役割もありますので、その相談体制についてはほかの  
部署とも連携しながら進めていきたいと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

10番、本間広朗委員。

○10番（本間広朗君） 本間です。1点だけです。189ページ、(10)子ども・子育て支援  
事業計画策定事業なのですけれども、ニーズ調査を教えてくださいたいのです。まず一つ目は、  
これは今回調査を委託するということなのですが、委託先、それと配布、回収方法は書いてあ  
るのですが、職員が配布して回るということなのですが、もうちょっと詳しく、後のほうにも  
つながりますので、まずこの2点をお願いします。

○委員長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） ニーズ調査についてのご質問でございます。ま  
ず委託先につきましては、今後入札等を実施しまして委託先を決めていきたいと考えてござい  
ます。それと配布先ですけれども、調査対象が就学前、ゼロ歳から小学校5年生までの児童と  
しておりますので、保育園、幼稚園、そして小学校をとおして配布を考えております。一部、  
就園されていないお子さんもまだいらっしゃると思いますので、そのお子さんにつきましては  
直接郵送等で配布して回収をしたいと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 10番、本間広朗委員。

○10番（本間広朗君） 本間です。回収方法をお聞きしたのですが、いわゆる回収率の問題  
だと思います。これはこれから子育て支援事業の方向性を決める大事な計画だと思いますので、  
その辺のところ押さえて質問していきたいと思います。回収率、私たちが委員会ですら説明  
を受けて正確な数字がわからないのでわかればお知らせしたいと思います。それで、なぜ  
聞くかという、やはりこれは時代にあったいろいろなこれからアンケートのようなものをやっ  
ていくと思いますけれども、時代にあった項目を設けていかなければならないと私は思います。  
私たちが議会懇談会とかいろいろなところで町民とお話をするのですが、その中にも意見箱や、  
そういうアンケートを入れる箱をつくってほしいとか、そういう要望もあるのです。このアン  
ケートのニーズが反映されていれば、ある程度は押さえておいていろいろな施策につながって

いるくのかとは思っていますが、何かそうではないような気がしています。それで、これから委託先を決めるというのですが、やはり時代にあった相手先と設問するにしても協議が必要だと思います。今回は第2期ですけれども、今までそういうような委託先とそういう協議をしてきたのか。それは本当に協議ができるのか。私個人としてはそういう協議をしてしっかりと時代を押さえて、そういうニーズ調査をするべきだと思いますが、その考え方について伺います。

○委員長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） まずニーズ調査の回収率でございますが、第1期のとき、平成26年に実施しました。そのとき回収率、正確な数字はちょっと手元に資料がなくわからないのですが、70%以上は超えている数字でした。今回第2期ということで、回収率もそのときの回収率をもとにして70%の回収率を見込んでございます。

またニーズが反映されていないのではないかというようなご意見もございますけれども、今回も調査項目、結構多岐にわたって設問項目も多く、どのようなニーズがあるかというのを細かく聞く調査となっておりますので、そのニーズ把握ができれば、それをもとに計画を策定してそのニーズに対応できるようにしていきたいと考えてございます。

また委託先は今後決まっていくのですが、このニーズ調査等を実施する業者さんも何社かございますので、いろいろ情報などもいただきまして、最近はこのような子育て支援状況ですとかというような状況も定期的にいただくこともあります。私たちが押さえているニーズのほかにもその会社のほうからもいろいろな子育て情報などの提供もありますので、ニーズの把握はできているのかと、どのようなニーズ把握をすればいいのかというのは押さえているかと捉えております。

○委員長（小西秀延君） 10番、本間広朗委員。

○10番（本間広朗君） 回収率が70%ぐらいだというお話がありましたけれども、これはこれでよしとするのか、それよりもっとできれば多くの方からそういう回収するのか。私がここに大体トータルして860名、これは多いか少ないかという問題もありますけれども、やはり私個人としては回収率をもっと上げるべきではないかとは思っています。いつも委員会とかにもありますけれども、ニーズ量と、いわゆる要望とか、そのギャップがあるのかと思いつつ、70%でも何かギャップがあるような、その時代時代に合わせてまたそういうふうにつくり変えていけばいいのかもしれませんが何かそういうような感じで、それなら最初から回収率を上げて、ある程度それを押さえて施策に反映していけばいいのではないかと思いつつ、そう思って質問したのですが。これは職員が郵送、それから回収して回るというのですが、これは回収率を上げる努力というのは健康福祉課ではそういう努力は今後しないのかという言い方は変ですけれども、できればしてほしいのですけれども。やはり何か周知方法を考えたり、PRとか、いろいろそういうふうにもっと860名ですから、もしかしたら100%ぐらいの回収率にも望めるのではないかと個人的には思うので、できればそういう回収率をまちなほうで努力して上げていくべきではないかと思っておりますので、その見解を伺います。

○委員長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 今回、学校や保育園等をとおしての配布と回収を考えておりますけれども、やはり学校等をとおすと割と回収率は高いかと思うのですが、それでも70%の見込みということになっています。よりそれ以上に回収率を上げるために、学校等にも働きかけて、ぜひ提出していただくように学校のほうからも働きかけていただくとかとは考えていきたいと思えます。また、一度回収して、あまり回収率が伸びないようであれば、再度提出依頼等をして回収率の向上には努めていきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 先ほど養育費の相談の相談先ということでご質問あった件なのですが、こちら厚生労働省の委託事業ということで、北海道内に7カ所、母子家庭等就業自立センターというものがございます。それで道内に先ほど言いました7カ所ございまして、白老町から1番近いのは室蘭市のほうに社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会というところがございまして、そちらのほうで相談のほうをお受けするということになってございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして予算書194ページ、5目子ども発達支援センター費から、201ページ、6目児童館費まで質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

---

再開 午後 3時55分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

4款環境衛生費に入ります。予算書202ページ、1項保健衛生費、1目地域保健費から、209ページ、3目予防費まで質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。まず1点目、207ページの環境衛生費のところについて、今年度実施をしていただけるということで、町長の執行方針を読んだときに不育治療とありまして、予算書を見たら保育治療がなかったので、これは不妊治療ではないのかと課長に言ったら不妊治療の中で不育治療をやるとか何か言っていましたので、知らない方もきくとお思います。まずはこの事業を実施していただく決断をしていただいたことに、私がありがとうございますというよりも、今子育て中の新生児を産んだお母さん方が本当によかった、これで安心一つふえましたということで感謝をしているということでお伝えをしたいと思えます。それで、今お話ししましたように不育治療をされるようになったということで、項目としてはあ

りませんけれども、こういった形でこの不育治療を進めていく考えなのか、その辺のお考えをまず伺いたいと思います。

それから 209 ページの 3 目予防費の (1) 予防接種事業経費について伺います。今、流行が長く続いている風疹対策について伺います。風疹の発生は 12 年 2,386 人、13 年 1 万 4,344 人、18 年 2,917 人、本年に入ってからもう 528 人になっているそうです。これは働き盛りの世代、妊婦に感染すると先天性風疹症候群 C R S を妊婦が発症するのです。そうすると赤ちゃんが難聴や白内障、心臓病などの障がいがあり、1 万 7,000 人近くいた 12 年から 13 年の間では 45 人の C R S の方が感染して、そのうち 11 人の方が死亡しているというのです。これは 1962 年の 4 月 2 日から、1979 年 4 月 1 日生まれの男性、39 歳から 56 歳の方が対象になるのですけれども。これは学校での予防接種をこの時代の人たちがちょうど受けていないということなのです。それで抗体保有率が 80% を切っているということで、そういう感染も予防するために国は今年の 4 月から抗体検査と予防接種のクーポン券の無料配布を行っているようになったと聞いているのですが、担当課としてどのように手を打たれているのか伺いたいと思います。

それと 209 ページの (2) 心の健康推進事業の中で、3 月もっとも自殺が多い月であることから、3 月は自殺対策強化月間というふうになっているのだそうです。ここで自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応をするゲートキーパーの養成がありますけれども、町の今の取り組みの状況と、現在何名の方がゲートキーパーとして任命されているのか。また、今後まちとしてどれぐらいのゲートキーパーをつくっていきたいと考えているのかお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 打田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（打田千絵子君） まず不育症治療費の助成からお答えいたします。まず対象となる検査、治療につきましては、平成 31 年 4 月 1 日以降に検査及び治療を開始した方が対象となります。治療内容としましては、北海道の不育症治療費助成事業実施要綱の定めに基づきまして不育症の因子を特定するための検査、具体的には子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査。検査結果に基づく治療としまして手術療法、着床前診断、甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリングなどの治療が対象となります。先ほど申し上げた対象のほかの条件といたしましては、新生児時点で白老町に住所を有すること。法律上の婚姻をしている夫婦であること。妻または夫にかかる町税等に滞納がないこと。北海道の不育症治療費助成事業による助成の決定を受けていることとございます。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 風疹の検査の関係でございます。先ほど吉田委員のほうで申し上げた風疹に対しまして抵抗力が低い男性世代に対しまして、2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月まで 3 年間にわたりまして検査、そしてその後、予防接種につながる場所です。来年度なのですけれども、対象が昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの生まれの方で、限定した中で周知、そして予防接種につなげたいと考えております。それで今後の流れですけれども、6 月に補正を計上させていただいた中で、今後この流れで対応していきたいと考えてお

ります。

あと心の健康推進事業ということでゲートキーパーの関係ですが、今年度もこの事業を臨時事業でありまして、今年度民生委員さんを対象に行いました。40 数名の方が参加されております。その中でゲートキーパーという証明書を特段出しているわけではなく、そういう関係の先生方に来ていただいて対応の仕方とかを学んだところでございます。

○委員長（小西秀延君） 5 番、吉田和子委員。

○5 番（吉田和子君） 5 番、吉田です。最初の不育症のことなのですが、本当に言葉が難しくなかなか理解できなかつたのですが、やはりこれは不育症という言葉自体が流産はするのだという人はいるのですけれども、それが不育症だということを考えていない方もいらっしゃると思いますので、こういったことも含めて包括支援センターもできますし、支援体制もできますので、そういったところできちんとお知らせをしながら、このことで悩まないで子供の出産につながるような体制をしていっていただきたいと思います。

それから風疹の関係なのですが、先ほど下河健康福祉課長がおっしゃいましたように、年代が 39 歳から 56 歳ということで奥さんが妊婦ということもあるのです。そうすると CRS を防ぐための、これは 29 年から進めているみたいですが、なかなか受けないというか、クーポン券がきても受けない方がいるみたいなのです。そういうことではなくて、受けづらいということもあると思うのです。この方たちは働き盛りの方です。ですから何とかいろいろな特定健診とか、何かの健康診断、企業にお願いをして、健康診断のときにそういったものも対応をしてもらおうとか、そういったことの働きかけをしてこの事業を進めているところもあるのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

心の健康の推進事業なのですが、これは自殺者は大分減ってきているということなのですが、2018 年 2 万 598 人がいると、その中で 19 歳未満がここ 10 年 5、600 人で推移しているというのです。この 2017 年の自殺総合対策大綱で若者の対策として SOS の出し方の教育、それから SNS の活用の盛り込まれラインを活用した自殺相談体制の実現が今されています。ちょっと学校のことを言っているのかどうか分かりませんが、学校のいじめに対してもこのラインを使った相談体制というのがあるのだそうです。それでこの相談をした方の中でアンケート調査をしたときに相談がすごく役に立ったという方が相談をした中で 86%いたというのです。それから電話に比べて相談しやすかったという方が 81%いたのだそうです。そういうことからいくと、このラインを使った相談体制、きのうもテレビでいってました。小学校 6 年生の女の子が 2 人自殺をしたのです。その残したメモにいじめということが書いてあったということがありました。そういうことを含めてそういう悲しい事故はなくしていきたいと、私はラインとかはわからないのですけれども、若者にとっては大変これは使いやすい方法みたいなのです。だからそういうことも含めて今後の対応として実施できないかということをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まず不育治療の関係でございまして。こちら先ほど抜けておりましたが、妻が 43 歳未満の方を対象にしているのですが、この分、28 年度に不妊治療助成を

はじめ、29年度に男性、今回不育治療というところです。この治療を受けるのには保健所のほうの所管になるものですから、そこのところに啓発していただくということと、医療機関からも啓発をしっかりとしていきたいと考えております。

それと風疹の関係でございます。この事業は30年度、来年度からなのですけれども、早いところでは今月末からクーポン券を出しているところが、もしかしたら全国で出てきているのかもしれないのですけれども。検査の受ける機関ですが、基本的には医療機関単独で受けられる場合と、先ほどおっしゃった特定健診の機会をとおして受ける方、そして企業等に勤めている方は事業所の健診の中で受けていただけるような体制になろうかと思っておりますので、この部分はそういうことで進めていきたいと考えております。

もう一つ最後の心の健康、自殺対策です。今月自殺対策の計画書も作成できた状況でございます。SNSというお話もあったのですが、その中には例えば問い合わせ先とか、相談先もいろいろ明記しているところもございますので、この計画をより使いながら自殺対策を進めていきたいとは思っております。

○委員長（小西秀延君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 学校の部分ふれていたのでお伝えできればと思います。白老町としても、実は24時間体制で電話、あまりは周知していない部分はあるのですが、携帯のものはありません、いつでも相談できる窓口の開設にはなっておりますが、ここ過去3年の中ではほとんど電話が鳴ることは実はないような状況です。それがいじめがないからとか、そういう部分までの検証は申し訳ないのですがしてはおりませんが、鳴ってはおりません。ただ、国からの通知の中でSNSを活用した、ラインを活用した相談の窓口の開設については各学校のほうにはお知らせはしておりますので、今後そういう活用があるかどうかも含めて推移を見ていかななくてはいけないとは押さえています。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 203ページの（1）地域保健医療推進経費のところ難病制度啓発事業という補助金制度があるのですけれども、平成25年に難病患者の方々が障害者総合支援法に入ったわけなのです。そしてあれからもう5年もたつのですけれども、いまだにこちらの地域保健のほうに入っていて、難病患者のほうだけです。障がい者団体のほうに入っていないのですけれども、そうなってくると難病患者の方々というのは障がい者団体の方々といろいろ連携しているいろいろなことをやっていきたいと思ってもいつも変な言い方ですけれども仲間外れだったのです。それがやっと認めてもらえる状況になったのですけれども、こうやって帳簿を見ていると、また今年度の予算もこういう状況になっていると。やはりこの辺は何とか解決してもらえないのかといつも思うのです。例えば白老町の第5期白老町障がい者福祉計画を立てられているときに、そのときに例えば白老には難病連という一つの団体があるのですけれども、そちらのほうに委員としていかがですかというようなお話は全然ないと聞いているのです。やはりそこのところ障がい者の方々の代表の方々もそういうところに入られるのであれば、難病

患者の人方も入られるようなそういうような仕組みにしてほしいと思うものですから、これは私はいつもボランティアでお手伝いしているのですけれども、白老町には約 190 名から 200 名の難病指定患者の方がいます。ところが 330 種類にふえたために、今まで難病として指定されていたのだけれども、反対に重症者しか指定してもらえないということで指定されない難病患者の数は減ってはきているのです。いろいろな種類の人たちは難病の指定はされたけれども、反対に今までやってもらっていた人たちがなくなっているという、そういう傾向も出てきている中で、でも実際に難病患者は減っているのかといったら減っているわけではなくて、反対にどんどんふえてきている。医学が発達してきているからどんどん反対にふえてきているというのが現状なのです。そういう中でぜひこの辺、今年度もこういう状況になっていますけれども、前々から私は何度かこうやって言っていると思うのですけれども、今回この機会にぜひそのお考えを伺います。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 西田委員おっしゃったとおり、難病患者も障がい者の総合支援法のサービスを受けられる状況になっているのは数年前からわかっております。この予算の計上の仕方でございますが、難病患者を障がい者という、イコールにしていないものですから、障がい者のほうのところには載せていない状況がございます。この辺は最終的にどちらに計上するのがいいのかというのは、今後の課題とさせていただきますと考えております。

計画を立てるときのいろいろな有識者の方に参加していただいておりますが、次回に立てるときには今のことも検討させていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 11 番、西田祐子委員。

○11 番（西田祐子君） きちんとしたそういう仕組みでこれから対応していただけると理解してよろしいでしょうか。確認させてください。

○委員長（小西秀延君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 計画の中にいろいろな委員の方がいらっしゃいますので、今難病患者の方から参加したいという意向を得たと思っておりますので、今後この計画を立てるときには参加のほうをさせていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして予算書 210 ページ、2 項環境衛生費、1 目環境衛生諸費から、221 ページ、5 目緑化推進費まで質疑のあります方はどうぞ。

7 番、森哲也委員。

○7 番（森 哲也君） 7 番、森です。217 ページの（8）環境パトロール車購入事業について伺います。こちらの環境パトロールといいますのは、町内の環境を保全する上において重要なことであると思っております。この事業の概要を見ますと、これまでリース対応としていたが悪路での使用や年間走行距離の多さなど一般的な公用車と利用体系が異なることから備品で



購入するという説明がありますが、この使用状況というのは理解はできるのですが、実際にリースから購入することにおいての利点というのはどのようにあるのかをまず伺います。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 環境パトロール車の購入事業の件でございます。まず、30年度まで行ってきたリース車のほうなのですが、5年間走行距離が約18万キロメートルに達しているという状況で、5年で割り返しますと大体3万5,000キロメートルということで、月3,000キロメートル、日130キロメートルというような形で走行している状況であります。端的に申し上げますと、この踏まえたリース契約で見積もった場合には、今回購入事業以上に5カ年も含めて単年の費用が大きくなるということがあって、こういった特定の事情があって、今回この355万1,000円のほうの計上をさせていただいたという経緯でございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。購入のほうがリースより経費がかからないということが説明で理解できました。この5年間で約18万キロメートルで年間大体3万5,000キロメートルの走行距離ということでありますので、走行距離を考えると本当にパトロールを尽力されているのだろーと思えるのです。このパトロールは重要でもありますが、24時間やるというわけにもいかないですので、私いつも質問させてもらうのですけれども、看板やカメラの啓発の強化というのも不法投棄の対策に必要だと思っております。この不法投棄されたごみの処分に関しては、そのごみを所有していた人に責任があると思っておりますが、実際投棄というのはどこでやられるのかわからないので、例えば民間地などに投棄をされた場合などには、この投棄された人に処分する責任はありませんが、行政にも責任はありません。多くの場合は誰が不法投棄されたのかわからないので、そのごみを不法投棄された側の人の方が自分で処分をするという現状もあります。私は本当にいつも不法投棄に対する啓発等を重要だと思っております。引き続き看板やカメラなどによる啓発の強化も重要だと考えておりますが、町の考えを伺います。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） このパトロール車につきましては、過去にはこのリース事業を行う前は各種の補助事業を使って、最大で生活環境課としては軽トラックなどを入れまして3台ぐらいで回していた経緯があります。ただ、その事業を集約しまして、今1台で回しているということで、アライグマのわなの仕掛けであったり、当時は海岸清掃等の事業も行っていた経緯があるのですが、極力、最大限、この中で原課で対応しているという状況でございます。

不法投棄にいたりましては、特定の氏名が書かれているものであったり、そういった部分に関しましては警察とも連携して告発等の対応ができるのですが、多くはなかなか特定しづらいもの、または町有地以外、民地が特に多いということでございます。適宜なのですが、やはり軽微なポイ捨て等も含めると町がそういう清掃活動の一環で集めることはございますが、なかなか大掛かりになりますと、そういった民地の部分については所有者の責任ということになっていきます。そういった問題も経緯としてありまして、ことしは監視カメラを経常費で数万円なのですが、監視カメラのほうの貸し出し等も踏まえて、特に竹浦地区の連合会さん

のほうからもそういった不法投棄の監視ということも要望等もございましたので、今回ちょっと予算は少ないのですが、そういったところを地域でモデル的に進めながら対策をうっていきたいとは考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

1 番、山田和子委員。

○1 番（山田和子君） 1 番、山田です。同じく 217 ページの（8）環境パトロール車購入事業の件と、221 ページの（2）白老霊園納骨堂屋根防水改修事業についてお尋ねします。まず環境パトロール車購入事業について少しお伺いしたのですが、せっかく購入するのでパトロール車らしい装備というものをどのように考えていらっしゃるのかが一つです。

納骨堂の屋根防水は一時しのぎの補修の予算のような気がするのですが、教育のほうで竹浦小学校の教育住宅の屋根ふきかえで 213 万円で計上されていて、こちらは防水ビニールで 126 万 5,000 円の計上なので、もうちょっと出したら屋根がふきかえできるのではないかと感じてしまうのですが、そのあたりの積算根拠というか、どのようになっているのかお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 後藤田生活環境課主幹。

○生活環境課主幹（後藤田久雄君） 私のほうから納骨堂のほうの説明をします。今回、納骨堂につきましては、玄関の前側のひさしの部分というか、その部分の 17 平米ぐらいのところなのです。それで残りはまだ 27 平米ぐらい後ろ側があるのですが、今回ビニールシートというか、それにすると耐用年数的には 10 年補償がついていまして、平均で大体 15 年ぐらいは何もなければ問題ないということです。逆にトタンでやりますと、トタンはメンテナンスがその分、ペンキを塗りかえなければならぬとか、コーキングも定期的にやらなければならぬとか、そういうことを考えると当初は若干高くはなりますけれども、メンテナンスとかそういうものを全て考えればこちらのほうがいいのかという判断しました。また今回面積少ないのですが、ひさしだとか、軒天の壁だとかも結構傷んでいるので、そちらのほうのひさしも全部直すということで金額的にはちょっとかかっているということです。残り 27 平米ぐらいのものについては、大体 200 万円ぐらいで、そちらのほうは軒天とかその辺はかからないので今後、まだいつやるかというのは決まっていませんけれども、200 万円程度で終わるのではないかと見積もっています。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 納骨堂のほうを担当のほうからお話をさせていただきましたが、特に昨年、一昨年から確認していた中でやはり必要最低限、そういったところで今回予算を計上させていただいたという経緯でございますのでご理解いただきたいと思います。

前段ございましたトラック、パトロール車のほうの仕様でございますが、担当課で欲を申し上げますと、今までの車両もパワーゲートがついていたとかということで、特にシカの重量を考えますと、少人数でやりますとパワーゲートが非常に効率よく処理ができるということもあるのですが、今回は経費の関係からパワーゲートは見送ったということで、そこはちょっと我

慢をしながらやっていただくということで、あとは年間を通しますとやはりこれから4月15日から始まりますクリーン白老、特に5月までの時期が町内会単位で、特に週明け非常に集中するということもありますので、そこは最低限といいますか、1トン以上のクラスの積載量を確保したいということで、仕様としてはそういった本当にスマートに大事に乗りたいたいということとでくんでおりますし、また当然不法投棄監視パトロールというようなマグネットの部分は在庫がございますので、そういったところで啓発も含めて対応していきたいとは考えております。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。せっかく購入されるので、走る広告塔のように不法投棄ですとか、クリーン白老等の広告を走りながらいくのがいいかと思ったり、あと今シカのパワーゲートもついているといいと思ったり、拡声器みたいな、そういうものもあれば、もし現地でそういう不法投棄をしている人を発見したときに警告できるような装置がついているといいと思ったものですから質問しました。せっかく予算をつけて購入するのですから、担当課としてはそういったいろいろな贅沢かもしれないけれども、装備の要求というのはしてもいいのではないかと感じたものですから、どの程度の装備をされるのかと思って質問しました。

それと納骨堂の屋根に関しては、竹浦小学校よりも少ないけれども高いということは、防水シートはきっと見た目も素敵に仕上がるということによろしいでしょうか。見た目も、これは一時的にやっているのではないという感じの見た目に仕上がるのでしょうか。この2点をお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 決して贅沢なものではなく、パトロール車については必要最低限、そういった活動における、パトロールにおける必要な部分に関しましては財政課とも協議をしながら進めていきたいということですが、やはりこの過程の中でどうしても先ほど森委員のご質問あったとおり、リースという観点で進めた経緯だったのですが、なかなか折り合いがつかない高額になるということもあり、かつ購入費ベースの中で行った短期の中での協議の中で進めたということとでございます。ただ、これだけでパトロール自体が何か問題が生じるかということではないので、先ほど言ったように啓発のマグネットだとか、無線まではちょっと過去の実績からすると活用という部分がなかなか生じないこともありますけれども、いろいろな角度で有効利用を図っていきたいと思います。

納骨堂の関係に関しましては、見た目といいますか、その部分についてはきちんと仕上げはされるということで、一般的な話をしますと耐久性もある程度持つということですので、今後これ以外の部分に関しましては、ことし以降、状況を見ながらまた必要に応じて対応していきたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。最初に聞くのを忘れたのですが、納骨堂の公共施設の個別管理計画の中に入る公共施設なのかどうかの確認を1番最初にしようと思っていたのですが、それも忘れていたので、それもお願いします。

それは今後の修繕、あと残りの27平米の200万円というのも含まれてくるのかどうかお尋ねします。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 納骨堂というよりは、霊園の施設の一体ということで含まれているということで計画のほうには位置づけられているということでございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。213ページ、（4）畜犬登録・狂犬病対策経費並びに215ページ、（6）環境美化対策経費にかかわって、2点だけ端的に質問します。

まず畜犬登録の関係だったのですけれども、今から5年以上もたってしまいましたが、大型犬の不適切な飼育方法によって竹浦の方が尊い命を落としたという痛ましい事件が起きました。それを受けて条例改正等も進み畜犬登録も、特に大型犬を中心に適正な飼育方法等についても一定の指導をなされたようにそこら辺は押さえています。特に大型犬にかかわっての登録の関係や飼育方法に課題等はないのかどうか。まずそれが1点です。

また環境美化対策経費の中で同僚委員が今質問されていたので、課題共有という観点から1点だけ。虎杖浜の臨海から、登別市のわかさいもの本舗のほうのお店につながる町道についてなのですけれども、あそこは本当にひどいです。これからもまた雪解けを待って町民有志の方たちで毎年ごみを回収しているのですけれども、それに対して私も参加もさせていただいていましたが、町内確かにどこも課題はあるのです。ただ、特に虎杖浜の臨海の花壇を上がりきったあたりに10メートル以上にわたっての、かなりの急斜面なので私も目視しかできないのですけれども、あれは明らかに特定の人がものすごい量のごみを滝のようになっていまして、あそこは明らかにもう環境破壊です。川にまで達していますので、これからの漁業者への影響も懸念されますし、あそこはぜひこちらからの対応を待つのではなくて、町側から積極的にカメラ等の配置をして具体的な対策強化にのり出すべきだと考えますがいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 畜犬登録の関係でございしますが、過去の事件等に関しましては我々としても掌握しているところで、特に今目立つようなそういった大型犬での何か離れ犬でだったり、そういった実情としては今のところはないということです。当然ないということで問題視しないのではなくて、やはり未然防止対策というものは十分にやっつけていかなければいけないということで、町内に登録されていない方だとか、そういったところはいろいろな情報を踏まえて登録していただくようなこと。またはこれから春先5月がはじまりますけれども、狂犬病の予防接種に関しましてもまだまだ7割ちょっと、8割弱というような予防接種の接種率なのですけれども、そういったところもできるだけ細かく対応はしていきたいと。そういう意味でも3月25日、地元獣医師会と町の共催で講演会等も行っていくことも予定しておりますので、そういった中で周知徹底をしていきたいと考えております。

それから不法投棄の件でございします。虎杖浜地区ということで、これは私も担当時代から、

特に町内でも不法投棄の常態化が非常にひどい地区ということで、何度もなく看板の設置であったり、パトロールを強化しているところなのですが、おそらく今雪解けが進んでくる中で非常にゴミが目立つような環境になる時期かというところで捉えております。臨海地区の町内会さんからもそういったところもいろいろやり取りをさせていただいております。この部分に関してはなかなか抜本的な対策という部分が難しいところはあるのですが、一つ一つ特に日中期間は車両を停車させて休憩等の営業車両といいますか、そういったこともされている傾向もございますので、そういった中で注意喚起を促すとか、いろいろな手法はできるかと思っております。今、お話をいただいたことを踏まえて何らかの対応は今後継続して取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして 220 ページ、3 項清掃費、1 目清掃総務費から、227 ページ、4 項病院費、1 目病院事業費まで質疑のあります方はどうぞ。

13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） 13 番、前田です。225 ページの（2）ごみ収集経費、（3）一般廃棄物広域処理経費、（4）バイオマス燃料化施設管理運営経費の 3 点伺います。

まず、ごみ収集経費の中で説明では 595 万 4,000 円ふえるといっていました。これは、次の一般廃棄物の処理経費も 1,800 万円ふえるといっていますけれども、ごみはかなり減ってきているのです。そういう中でなぜふえるのかという部分の理由。それとバイオマスで苫小牧清掃にいった処理費というのが、ここのバイオマス燃料化施設管理運営経費の中に入るはずなのだけれども、その経費がどこにいつているのか、まずその点を伺います。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず、ごみ収集経費に関しまして、595 万 4,000 円の増額要因でございますが、主なものといたしまして、家庭系一般廃棄物収集運搬業務と、それから資源ごみ収集運搬業務をトータルで説明させていただきます。まず人件費でございますが、トータルで 158 万 7,000 円、この増額の要因につきましては今回受託者側のほうからご要望がありまして、人件費の増額ということで、理由としましてはやはり人手不足もあって処遇を改善したいということがあって、受託者からの要望は申し上げませんが、もうちょっと高かったのですけれども今回全体で 3%増額させていただいております。それから燃料費につきましてはですが、全体で 98 万 2,000 円と、昨年の単価でございますと 107 円から 127 円ということで 20 円単価アップさせていただいております。それからことし 10 月の消費税 10%アップに伴いまして、125 万 4,000 円全体で上がっております。それを踏まえまして、あと資源ごみ収集運搬業務の中で、資源収集車両の 1 台分更新ということで 10 年経過しておりまして、その減価償却費見合いの部分で 136 万 2,000 円でございます。若干 595 万 4,000 円には到達していないのですが、あとは車両整備費であったり、管理費等の軽微な部分でトータルで 595 万 4,000 円ということ

でございます。それから一般廃棄物広域処理経費とバイオマス燃料化施設、先日の全員協議会で説明した部分の関連でございますのでご説明したいと思います。まず広域処理の 1,859 万 2,000 円の増額要因でございますが、事務事業委託料の中の焼却灰・破碎不燃物残渣の部分の業務委託単価が約 3,500 円前後が増額になりまして、全体 336 万 7,000 円で増額されている状況でございます。それとこの費用の事務事業委託料の中の燃料ごみ、ペットボトルの運搬費というもので、先日説明しました苫小牧市内の R P F 固形燃料の製造業者のほうにお願いする部分、この処理料としまして 1,376 万 8,000 円。大きくはその部分の 2 カ所でありまして、あとは登別市との広域処理の中で 119 万 1,000 円ほど当初概算ということで負担金の部分で増額となっております、全体で 1,859 万 2,000 円という内訳になります。

○委員長（小西秀延君） 13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） バイオマスは 1,038 万 7,000 円になっていますけれども、運営している状況を考えたら維持管理費だけで 5 分の 1 とか、6 分の 1 ぐらいの経費がかかっているのです。この算定基礎が、どうも私はこんなにかからないと思ったのです。これからのこと言っているのですか。もしたまたま今のバイオマス燃料化施設が整理されなかったら、この額で毎年いくのかどうか。もう少し人件費等々もあると思うけれども、これなら本当に 5 分の 1 か 6 分の 1 の見合いでは本当に維持管理費、保守点検だけでこれだけかけなければいけないのかどうか、その辺をどういう査定をされたのかお聞きしたいと思います。

それともう一つは、(3)一般廃棄物広域処理経費の中で廃棄物処分業務委託料 1,376 万 8,000 円、苫小牧清掃にです。これはバイオマス関係ですから、ここに入れてしまうと後々議論するときちょっと区分けというか、トータルでの金額が膨らんで議論できなくなるのです。ですからもし財政課と協議をして、この分はやはりバイオマスにかかわるものですから、こちらのほうに移したほうがバイオマスの経費として後から議論するときわかるのです。もしできるのであれば次の補正予算で組みかえておいてほしいと思います。そうでないとごちゃごちゃになるのです。本来、一般廃棄物の処理場はこの 1 年間でバイオマス施設が整理ついたら整理ついたらあとという形でこちらにかかる経費があるのなら登別市の広域の分でプラスになるけども、そういう部分がどうなのかと思います。

それと人件費 3%で処遇改善、私はパーセントは別にして、あそこで働いている人方の労働環境を見ればそれなりの部分が必要だと思います。ただ、過去私たちが聞いている部分だけでも、今あるかどうかわかりませんが、町が企業のほうから見積もりというのですか、委託料の概算積算をして町がチェックをしてその金額が予算であがってきますね。人件費だけという、本当にこの人件費が、変な言い方ではないけれども、労働者の賃金がきちんと支給されているかどうかということ。これはいろいろ私たちが話を聞いているのです。その部分が、うちは仮に 1,000 円でやっても、相手は 900 円とか、何かトータルのな人件費の中で操作されてしまうと、うちがきちんと人件費を相当したのに支給されていないことがあるのです。そういう部分の精査というか、町としても責任があると思うのです。やはりそういう額で委託しているのですから。その辺のチェックはどういう形でされて、町がきちんと積算した額でその労

働者のほうにいつているのかどうかと、その辺のチェックはどうなっていますか。

○委員長（小西秀延君） 三上生活環境課主幹。

○生活環境課主幹（三上裕志君） まず私のほうからバイオマス燃料化施設の予算の積算の内訳の部分を説明させていただきたいと思います。まず総額で1,038万7,000円と、このうちの人件費の部分、共済費と賃金を含めると約600万円になっていますので、この部分がほぼ半分以上占めているといったことになります。ほかの部分につきましては、当然やる作業基本的には動かしませんので最低限で見積もっていますけども。人件費の部分ですが、今年度については2名の臨時職員を雇いたいと思っております。その作業の中身につきましては民間への継承に向けた、今まで動かしていましたので動かしている機器類の清掃、点検。それと引き継ぐにあたってはこの機械はこういう状態だと、こういうところが動かすためには修繕、改良が必要だといったところの点検といいますか、そういったデータを取ると、そういう作業。それと当然いろいろな業者さんが見に来ますので視察ですとか、その問い合わせの対応。それとここを動かしてみてもか、こういうことができないのといったときのテストの対応と、こういった部分もありますので、そのほか施設の維持管理に関すること等がありまして、やはり1名ではちょっと危険が伴う作業もあるといった部分で2名の採用とさせていただいているところであります。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まず31年度のこの1,000万円の暫定的な予算ということで、この32年度以降、2020年はどうなるかということで、あくまでそれは全体の事業継承先を含めた検討ということでございますので、この予算どおりには当然のことながら何らかの改善を踏まえて取り組むということで、町営での取り組みというものはまずはこれまでのお示ししたとおりでございますので、まずは31年度この経費につきましてはご理解いただきたいと思っております。

それから広域処理の経費に含んでおります燃料ごみ、ペットボトルの処分費の取り扱いでございますが、捉えとしましては、バイオマス燃料化施設でこの燃料ごみを取り扱って生産を行って、一般廃棄物処理を行っていたというところでございますけれども、担当課としてはごみ処理というところを基軸としますことで今回この一般廃棄物広域処理経費の中に含んだと。あくまで処理というところでございますので、かつ登別市、苫小牧市という自治体の違いはありますが、広域処理という経費の中で含ませさせていただきましたというところでございます。決して何か見えなくするという意図的なことは全く持ってございませんので、必要に応じて今後こういった経過等は議員の皆様にもお示ししていかなければいけないと思っておりますので、そこは十分に説明等を密にしまして対応させていただきたいと思っております。担当課としては財政課ともお話しはしていますが、組みかえするということは考えてございません。

それから最後、ごみ収集経費の部分の人件費の精査というところでございますけれども、まず委託費ということの思考はあるのですが、ご承知のとおり収集業者に至りましては町内1社ということがあります。当然のことながら、そうなりますとやはり当該年度ごとに実績を

見ながら人件費等もきちんと適正に行われているかどうかは確認をしております。当然人件費もそうなのですけれども、先ほど燃料費の高騰もあったように管理費全体の中で毎回積算の根拠をきちんと求めながら、私たちが確認をしながらということで適正な積算に努めておりますので、そこはそのような形で対応しているということをご報告させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） まずバイオマス燃料化のほうの人件費、それについてはこれから実務に入りますから、ある程度やはり精査する中で必要な人員を、臨時ですからつけていくということで漫然と2名配置するのではなくて、やはりある程度必要な部分で管理していただけたらと思います。それと当然これは1年のみですから、そういう部分で事業整理してほしいと思います。

それとこの廃棄物処分業務委託はこの中でやりたいというけれども、本間生活環境課長言ったように、議会のほうにも苫小牧清掃社のほうの関係のどういう量で、どうなっているのかというのは、ある程度の経過報告はしていただきたいと思います。

それで人件費の部分についての答弁はわかりましたけれども、言葉ではわかります。だけど具体的に職権でやっている場合もあるけれども、具体的に見えないのだけれども、ある程度こういうような示唆するようなこういうことだと、我々が言われてわかるような、そういう手段というか、実際に事務の中でやっているというようなことはありますか。

○委員長（小西秀延君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） まずバイオマス燃料化施設に関しましては、逐次状況、状況を見ながら、ちょっと報告、説明の仕方はその都度、協議させていただきながらつめてまいりたいと思っておりますので、そこは今後ともお願いしたいところでございます。

それからごみ収集の人件費の確認なのですが、言葉でいきますと当然受託者側からきちんとリストをもらって確認していますということがまず一つはベースとしてございます。庁舎の内部の中で必要に応じた確認作業というのはなかなかストレートには申し上げづらいところはあるのですが、そういったところをさらに再度適正かどうかという部分は、私ども担当のほうで他課とも情報をいただきながら対応しているということは事実として申し上げたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） やはりぜひ現場で働いている人方の給料というのは万度にうちが査定して出すという部分においては、そういう部分が本当に労働者にわたるようなことというのは私は今の労働環境、あるいは給与ベースからいけば非常に行政のほうにも責任あると思いますので、その辺はぜひしっかりとやっていただきたいと思いますけれどもいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） その人件費の確認のところは、直接受託側にこれはこうだというふうなことでのことはなかなか難しい部分だと正直あります。ただ、積算根拠を私たちが求めるときにはさまざまな声も聞きながら、そのところはつめた形で予算計上をしておりますので、そのところをご理解をいただきたいと思います。



○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

---

◎散会の宣告

○委員長（小西秀延君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

なお、あす15日も午前10時より委員会を開催いたしますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時53分）